

令和5年度

包括外部監査結果報告書の概要について

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

広島市包括外部監査人

弁護士 松本京子

目次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	監査の実施期間	1
6	監査対象部署	1
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の指摘及び意見	2
	(1) 監査の指摘	2
	(2) 監査の意見	2
10	その他	3
第2	監査対象の概要	
1	補助金等について	3
	(1) 補助金等の定義	3
	(2) 関係法令	4
2	監査の視点	4
3	監査の指摘及び意見の一覧	6
	(1) 総論	6
	(2) 各論	7
第3	監査の実施	
1	総論	15
	(1) 公益上の必要性の検証について	15
	(2) 効果測定について	15
	(3) 間接補助について	16
	(4) 団体運営補助金について	17
	(5) 補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について	18
	(6) 補助事業等の第三者への事務委託について	18
	(7) 文書の収受について	19
	(8) デジタル化の推進について	21
	(9) 消費税仕入れ控除税額に係る処理について	21
2	各論	22

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

3 事件を選定した理由

本市ホームページにおいて公表されている最新の補助金調（令和4年度）によると、補助金合計20,296,457千円（316件）が交付されており、その内訳をみると行政の代行的な事業を行う団体に対し助成するもの及び行政の補完的な性格を有する事業等に対し助成するものが上位を占めている。このような交付割合を踏まえると、補助金は、本市において政策目標（目指す姿）を達成するための手段として重要であると考えられる。また、令和4年度及び令和5年度の「予算編成要領」において、いずれも補助金、負担金の整理合理化等が求められている。具体的には、「補助金、負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること」などとされている。

以上に加え、依然として本市において厳しい財政状況が続いていることを併せ考えると、補助金等の公正性、効率性及び透明性並びに公益上の必要性等の検証を行うことや、補助金等の事務の執行が法令や規則等に従い実施されていることを確認する必要があることから、本テーマを選定した。

4 監査対象期間

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む。

5 監査の実施期間

令和5年4月26日から令和6年1月10日まで

6 監査対象部署

企画総務局：法務課、地域活性化調整部地域活性推進課、同部コミュニティ再生課、行政経営部行政経営課

財政局：財政課

市民局：市民活動推進課、文化スポーツ部文化振興課、同部スポーツ振興課、国際平和推進部平和推進課、同部国際化推進課

健康福祉局：地域共生社会推進課、保護自立支援課、高齢福祉部高齢福祉課、同部介護保険課、障害福祉部障害自立支援課、同部精神保健福祉課、原爆被害対策部調査課、保健部健康推進課

こども未来局：保育指導課、こども・家庭支援課

環 境 局：温暖化対策課、業務部業務第一課、同部業務第二課
経済観光局：競輪事務局、雇用推進課、産業振興部商業振興課、同部ものづくり支援課、同部産業立地推進課、観光政策部、農林水産部農政課、同部農林整備課
都市整備局：都市整備調整課、みなと振興課、都市機能調整部、緑化推進部緑政課、指導部建築指導課
道路交通局：道路交通企画課、都市交通部
消 防 局：予防部予防課
議会事務局：総務課
教育委員会：総務部学事課、青少年育成部育成課、同部放課後対策課、学校教育部指導第二課

※ 監査対象部署は令和4年度による。

7 監査従事者

包括外部監査人	弁護士	松本	京子
補助者	公認会計士	黒田	健治
補助者	税理士	中畝	將博
補助者	税理士	楠部	誠
補助者	税理士	松本	真輝
補助者	弁護士	吉益	伸幸

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の指摘及び意見

本報告書においては、監査した結果を「監査の指摘」及び「監査の意見」に区分し、以下のように定義した。

(1) 監査の指摘

財務に関する事務の執行について、①合規性違反（法令、条例、規則、要綱、要領、基準、マニュアル、手引、契約条項等の規範等に抵触する場合）があり、違法性の程度が大きいと認められる場合又は②不当な場合

(2) 監査の意見

「監査の指摘」に該当しないが、問題点等がある場合

10 その他

22 ページ以降において各補助金等の名称等を記載した表については、次のとおり記載することとした。

00-0-0

名称	・公表されている事業の名称等と一致しない場合がある。
所管	・特記なし
〇〇予算（内一般財源） （※）	・当初予算は、該当がない場合も含め、記載した。 ・前年度繰越予算（前年度から繰越された予算）及び補正予算は、該当がある場合にのみ記載した。 ・特記のない限り、流用により予算措置された額を除いて記載したため、予算現額と一致しないものがある。したがって、次の「決算」の額が本欄の予算の額の合計を上回ることがある。 ・「(内一般財源)」は、当初予算、前年度繰越予算及び補正予算に係る一般財源の合計を表示した。
決算（※）	・令和4年度に執行された額を記載した。
補助等団体数（実績）件数	・特記なし
根拠となる法令等	・特記なし

※ 表中の金額については、千円単位（単位未満を切捨て）で表示している。なお、該当がない場合又は数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の端数がある場合は「0千円」としている。また、本文中に記載された内訳金額の合計と一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 補助金等について

(1) 補助金等の定義

補助金とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業を実施する者に対して、当該事務又は事業を補助するために交付する給付金をいう。

負担金とは、国、地方公共団体等が一定の義務もしくは責任を負う事務又は事業に関して交付する給付金をいう。

利子補給金とは、資金の借入れに係る利子の支払に要する経費の一部又は全部に充てるために、国、地方公共団体等が金銭を補給することをいう。

助成金とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭をいう。

交付金とは、国、地方公共団体等が特定の目的をもって交付する給付金をいう。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、全編において「補助金等適正化法」という。）第2条第1項は、国が国以外の者に対して交付する、補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定める

ものを「補助金等」として補助金等適正化法の適用を受けるとしていることから、それらの区分は重要ではない。

(2) 関係法令

ア 地方自治法

地方公共団体の補助金等の交付の根拠は、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」にある。

補助金等の交付にあたり、地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」が指針となる。

イ 補助金等適正化法

補助金等適正化法は、国が国以外の者に対して交付する補助金等に適用されることから、地方公共団体が交付する補助金等には適用されない。

もともと、補助金等適正化法の目的は「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ること」にあり、地方公共団体においても補助金等適正化法の目的は妥当する。

したがって、地方公共団体の交付する補助金等において、補助金等適正化法の直接適用はないがその規定・趣旨は指針となる。

ウ 広島市補助金等交付規則

広島市では、「法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、本市が交付する補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ること」を目的として、広島市補助金等交付規則が定められている。

2 監査の視点

- 1 公益性（地方自治法第 232 条の 2、広島市補助金等交付規則第 2 条）
 - ・補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。
- 2 有効性・効率性（地方自治法第 2 条第 14 項）
 - ・補助事業の実施により本来の目的に合致した効果をあげ、期待された効果が発揮されているか。
 - ・補助対象経費として不適切なものはないか（交際費・飲食費等）。
 - ・消費税の仕入税額控除の検討がされているか。
- 3 補助の必要性（広島市補助金等交付規則第 2 条）

- ・対象事務又は事業の施行に補助が必要か。
 - ・民間が行うのではなく、市が補助する必要のある事業か。
- 4 公平性・透明性及び説明責任
- ・補助金交付先の選定において、選定基準を明確に設定しているか。募集・選定手続は公平性・透明性が確保されているか。交付先が特定の団体に固定されていないか。
 - ・補助金交付目的と補助対象事業との関係が不明確になっていないか。
- 5 効果測定（効果検証）
- ・補助事業の効果について適切な指標・方法による効果検証が実施され、PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能しているか。
- 6 合規性・適正性
- ・補助金等交付要綱などの根拠規程は適切に作成されているか。補助金等交付要綱の内容（交付の目的等）は不十分ではないか。
 - ・補助金等交付要綱に暴力団排除の規定は設定されているか。
 - ・広島市補助金等交付規則に従った手続が実施されているか。

3 監査の指摘及び意見の一覧

(1) 総論

総論 番号	内容	所管	視点	意見	頁
(1)	公益上の必要性の検証 について	各補助金等所管課	1	○	15
(2)	効果測定について	財政局財政課	5	○	15
(3)	間接補助について	財政局財政課	4	○	16
(4)	団体運営補助金につ いて	企画総務局行政経営部行政経営課	2 ・ 4	○	17
(5)	補助金根拠の明確化・ 関係規則等の制定につ いて	各補助金等所管課	6	○	18
(6)	補助事業等の第三者へ の事務委託について	財政局財政課	6	○	18
(7)	文書の収受について	企画総務局法務課	6	○	19
(8)	デジタル化の推進につ いて	企画総務局行政経営部行政経営課	2 ・ 6	○	21
(9)	消費税仕入控除税額に 係る処理について	財政局財政課	2	○	21

(2) 各論

No.	補助金等名称	所管	視点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
01- 1-1	似島の活性化（交流人口の拡大に向けたスポーツ大会への支援）に係る補助金	企画総務局 地域活性化 調整部地域 活性推進課	6	補助金申請手続きの不備について	○		22
			5	効果測定（成果目標）について		○	
			5	効果測定（目標確認方法）について		○	
01- 1-2	中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業に係る補助金	同上	3	補助制度の活用について		○	23
01- 1-3	中山間地域お宝資源掘り起こし事業に係る補助金	同上	2	消費税について		○	23
01- 1-4	中山間地域空き家掘り起こし支援事業に係る補助金	同上	3	補助制度の活用について		○	24
01- 1-5	元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業に係る補助金	同上	6	文書收受の取扱いについて		○	25
02- 1-1	広島市文化財団に対する補助金（ひと・まちネットワーク部管理運営等）	市民局市民活動推進課	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	25
02- 2-1	広島交響楽協会に対する補助金	市民局文化スポーツ部文化振興課	4	補助対象事業の明確化、透明性について		○	26
			5	効果測定について		○	
02- 2-2	広島市文化財団に対する補助金（文化事業部）	同上	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	27
02- 2-4	ひろしま国際平和文化祭の開催に係る補助金及び負担金	同上	4	公平性・透明性、間接補助について	○		28
			5	効果測定について		○	

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
02-3-1	学区体育団体スポーツ振興事業に係る補助金	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課	6	書類の期限内提出について	○		30
02-3-2	広島市スポーツ協会運営事業に係る補助金	同上	3	補助の必要性について	○		31
			2・4	団体運営補助金について		○	
02-4-1	広島平和文化センター事業助成	市民局国際平和推進部平和推進課	2・4	団体運営補助金について		○	32
02-5-1	広島平和文化センター事業助成（国際交流・協力事業等）	市民局国際平和推進部国際化推進課	2・4	団体運営補助金について		○	33
03-1-2	広島市社会福祉協議会に対する補助金	健康福祉局地域共生社会推進課	4	補助事業と委託事業の線引きについて		○	34
			5	効果測定について		○	
			2・4	団体運営補助金について		○	
03-1-3	広島市民生委員児童委員協議会に対する補助金	同上	2・4	団体運営補助金について		○	36
03-2-1	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に係る負担金	健康福祉局保護自立支援課	6	償還に対するチェック体制について		○	37
03-3-1	老人クラブの運営に対する補助金	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課	6	書類の期限内提出について	○		38

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
03-4-2	民間老人福祉施設の理学療法士等雇用に係る補助金	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	5	効果測定について		○	38
03-4-3	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（創設）	同上	2	消費税の仕入控除税額に係る処理について		○	39
03-4-5	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（改築）	同上	2	消費税の仕入控除税額に係る処理について		○	39
03-7-1	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）運営補助	健康福祉局 原爆被害対策部調査課	6	双方代理について		○	40
			5	効果測定について		○	
03-7-2	広島原爆養護ホーム事業に係る助成金	同上	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	42
03-7-4	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）維持補修	同上	6	双方代理について		○	42
			5	効果測定について		○	
03-8-3	結核・感染症発生動向調査事業（新型コロナウイルス感染症対策）に係る負担金	健康福祉局 保健部健康推進課	4	透明性について		○	44
04-1-4	私立保育園等ICT化推進事業に係る補助金	こども未来局保育指導課	5	効果測定について		○	44
04-1-17	保育士等処遇改善事業に係る補助金（私立）	同上	5	効果検証について		○	45
04-1-18	保育士等増員配置に係る補助金	同上	5	効果検証について		○	46
04-1-19	私立保育園等入所児童の欠員に対する補助金	同上	5	効果検証について		○	46

No.	補助金等名称	所管	視点	事項	区分		頁
					指摘	意見	
04-1-20	保育補助者雇上強化事業に係る補助金	こども未来局保育指導課	5	効果検証について		○	47
06-1-6	広島競輪活性化対策協議会に対する負担金	経済観光局競輪事務局	3	補助の必要性・透明性について		○	48
			4				
06-2-1	広島市文化財団に対する補助金（広島サンプラザ）	経済観光局雇用推進課	3	補助の必要性について	○		50
			5	効果測定について		○	
06-3-2	広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会に対する補助金	経済観光局産業振興部商業振興課	6	補助対象事業の第三者への事務委託について	○		53
			6	計画変更の承認について	○		
			2	消費税（仕入税額控除）の取扱いについて		○	
			6	債権管理について		○	
			5	効果測定について		○	
06-3-3	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金	同上	6	補助対象事業の第三者への事務委託について	○		58
			6	変更契約書の未締結について	○		
			6	委託契約書における消費税に関する記載の誤りについて	○		
			6	広告宣伝業務の契約未締結について	○		

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
06- 3-3	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金	経済観光局 産業振興部 商業振興課	6	事務費を含む補助金の予算変更について		○	58
			5	効果測定について		○	
06- 4-1	広島市産業振興センターに対する補助金	経済観光局 産業振興部 ものづくり 支援課	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	63
			3 ・ 4	同団体の解散阻止のための補助金支給について		○	
			5	効果検証について		○	
06- 6-1	広島駅総合案内所の運営に係る負担金	経済観光局 観光政策部	5	効果測定について		○	65
06- 6-3	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業に係る補助金	同上	6	文書收受の取扱いについて		○	66
06- 6-6	広島観光コンベンションビューローに対する補助金 (事務局の管理運営等)	同上	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	67
06- 7-1	広島市農林水産振興センターに対する補助金	経済観光局 農林水産部 農政課	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	68
			3 ・ 4	同団体の解散阻止のための補助金支給について		○	
			5	効果検証について		○	
06- 7-2	広島市農業振興協議会に対する補助金	同上	4 ・ 5	異なる補助金に対する同一の申請書及び報告書について		○	70

No.	補助金等名称	所管	視点	事項	区分		頁
					指摘	意見	
06-7-2	広島市農業振興協議会に対する補助金	経済観光局 農林水産部 農政課	4	事業計画書及び事業実施報告書の記載内容について		○	70
			5				
			3	業務委託金額について		○	
06-7-3	中山間地域等直接支払交付金	同上	4	交付申請書及び事業実施報告書の記載内容並びに効果検証について		○	72
			5				
07-1-1	広島市都市整備公社に対する補助金（事務局の管理運営等）	都市整備局 都市整備調整課	1	公益性について	○		73
			3	間接補助について	○		
			6				
			2	団体運営補助金について		○	
			4				
07-2-1	金輪島航路事業に係る補助金	都市整備局 みなと振興課	6	暴力団排除条項の創設の検討について		○	75
07-2-3	清港会事業に係る負担金	同上	2	団体運営補助金について		○	76
			4				
			6	暴力団排除条項の創設について		○	
07-2-4	三高～宇品航路事業に係る補助金	同上	6	暴力団排除条項の創設の検討について		○	77
07-3-1	広島駅周辺地区のまちづくりの推進に係る補助金	都市整備局 都市機能調整部	2	消費税の仕入控除税額に係る処理について	○		78
07-3-2	基町相生通地区市街地再開発事業に係る補助金	同上	6	暴力団排除条項の創設について		○	78

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
07- 4-1	広島市みどり生きもの協会 に対する補助金	都市整備局 緑化推進部 緑政課	3	協会本部管理運営 費に関する補助金 について		○	79
			6	協会運営等補助金 の精算内訳のうち 「退職共済掛金」 について		○	
08- 1-1	広島市公共交通事業者等支 援事業に係る補助金	道路交通局 道路交通企 画課	6	補助金交付におけ る責務について	○		80
09- 1-1	広島市都市整備公社に対す る補助金（総合防災センタ ー）	消防局予防 部予防課	4	補助対象事業と受 託事業の区分につ いて	○		82
10- 1-1	政務活動費	議会事務局 総務課	4	按分基準に関する 取扱いについて		○	83
			4	計算根拠の補記に ついて		○	
11- 1-1	私立幼稚園振興事業に係る 補助金	教育委員会 総務部学事 課	5	効果測定について		○	86
11- 1-2	私立学校振興事業に係る補 助金（高等学校分）	同上	5	効果測定について		○	87
11- 1-3	私立高等学校部活動パワー アップ事業に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	87
11- 2-1	学区子ども会育成協議会事 業に係る補助金	教育委員会 青少年育成 部育成課	5	効果測定について		○	88
11- 2-2	広島市区子ども会連合会事 業に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	89
11- 2-3	地区青少年健全育成連絡協 議会事業に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	89

No.	補助金等名称	所管	視点	事項	区分		頁
					指摘	意見	
11-2-4	広島市文化財団に対する補助金（青少年野外活動センター）	教育委員会 青少年育成 部育成課	3	補助金の必要性について		○	90
11-2-5	広島市文化財団に対する補助金（こども村）	同上	3	補助金の必要性について		○	91
11-3-1	地域組織活動事業に係る補助金	教育委員会 青少年育成 部放課後対 策課	5	効果測定について		○	92
11-3-2	民間放課後児童クラブに対する補助金（運営費等）	同上	5	効果測定について		○	93
11-3-3	民間放課後児童クラブに対する補助金（処遇改善事業）	同上	5	効果測定について		○	93
11-4-1	中学校文化活動に係る補助金	教育委員会 学校教育部 指導第二課	5	効果測定について		○	94
11-4-2	中学校体育大会に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	95

※ 所管は令和4年度による。

第3 監査の実施

1 総論

(1) 公益上の必要性の検証について

地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定め、これを受け広島市補助金等交付規則第 2 条において「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する」と定めている。このように、補助金等の交付要件として、公益上の必要性が要求されている。

公益上の必要性の認定は、「…一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和 28 年 6 月 29 日）。

公益上の必要性は、時代の移り変わりとともに変化していくものである。

したがって、補助金等が長年にわたり交付されている事業であっても、現時点においても、補助金等を交付しようとする事業の目的や内容が、客観的にみて社会経済情勢や市民のニーズに適合していない場合には、公益上の必要性を満たさず、補助金等を廃止すべきである。

広島市の令和 4 年度予算編成要領及び令和 5 年度予算編成要領においても「補助金、負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること」とされている。

(2) 効果測定について

公益上の必要性は、客観的に認められなければならないことは前述のとおりである。

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当っても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等事業の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、広島市における補助事業等においては、多くの事業で効果測定をしておらず、また効果測定をしている場合であっても、アンケート結果をまとめた言葉やイメージを中心とした文章による定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標による定量的な評価がほとんどなされていなかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものである。

そこで、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定することが望ましいと考える。

(3) 間接補助について

補助金等適正化法第2条第4項第1号は、間接補助金等として「国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」とし、間接補助事業者等には補助事業者等と同様の定めを置いている（補助金等適正化法第3条第2項、第11条第2項、第17条第2項等）。この趣旨は、間接補助事業者等にも、補助事業者等と同様の責務を負わせなければ、補助金等適正化法の目的である「補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る」ことを達成できない点にある。

すなわち、国が補助金を交付する場合、まず都道府県や市町村等の地方公共団体に交付し、地方公共団体によって最終の使用者に分配されることが多いことから間接補助を認める必要性が高い。反面、相当の反対給付を受けないこと（片務性）、交付の相手方が利益を受けること（受益性）という補助金等の性格からすると、不正・不当支出に陥りやすく、補助金等の支出の適正を期するためには、直接交付される補助金についてのみ規制を加えるのでは不十分であり、補助金の最終の使用者に分配される段階まで所要の規制を及ぼすことで、間接補助の各過程の透明性を確保し、間接補助事業者等の責任を明確にする必要がある。

広島市補助金等交付規則をみると、間接補助金等、間接補助事業者等に関する定めがない。

たしかに、国と異なり広島市の場合はあえて間接補助とする必要性が乏しい場合が多いと思われる。

しかし、広島市においても、間接補助の必要性がある場合で実際に間接補助を実施する場合には上記趣旨が妥当する。

そこで、間接補助の合理的必要性があり、かつ規則又は個別の交付要綱において間接補助事業者等に遵守させるべき事項を規定して間接補助事業者等の責任を明確にした場合に限り、間接補助を認めることができると考える。

なお、当然のことであるが、広島市が直接補助金等を交付できない場合に間接補助金等を交付することは、広島市補助金等交付規則の趣旨を潜脱する点で認められない。

(4) 団体運営補助金について

団体運営補助金とは、公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金をいう。これに対し、事業補助金とは個人や団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金をいう。

補助金は、補助対象者が行う事業の公益性を認めて交付するものである。そのため、本来、補助金は事業を対象に交付されるべきものである。これに対し、団体運営補助の場合、公益性がある事業とは直接関係のない人件費（退職金を含む）や事業費などの一般管理費が対象経費に含まれることとなり、「公益上必要がある」（地方自治法第232条の2、広島市補助金等交付規則第2条）と認められない場合がある。

また、団体運営補助金を交付することで、かえって法人や団体自体の運営努力、自立性、自主性を阻害するおそれがある。さらに、一旦交付されると、時代の流れとともに公益上の必要性が低下した場合であっても、長期間にわたり交付され続けることで既得権益化するおそれもある。

一般的に法人や団体の運営費は、本来、会費や収益事業となる自主事業の売上げなどの自主財源で賄うものであり、補助は必要最小限にする必要がある。広島市の公益的法人等指導調整要綱別記「指導調整の留意事項」にも以下の定めがある。

1 市の財政支出

(2) 補助を行うに当たっては、補助対象事業を明確にするとともに、人件費又は運営費等の間接的経費に対する補助については、必要最小限にとどめること。

2 団体の運営

(3) 新たな自主事業の展開を図るなど、常に自主的な事業運営に努め、団体の活性化を図ること。

(5) 収益事業の実施等により、団体の自主的な財政運営の確保に努めること。

広島市では、団体運営補助金について、交付決定時の審査業務やその前段階の予算編成の中で、公益上の必要性を検討するとともに、交付決定時の決裁において補助対象者、補助対象経費、補助金額等を明記しているものの、団体運営補助に関し明文化された規則や要綱等の判断基準や規範は存在しない。そのため、当該交付決定の決裁で明記された補助対象団体等が適切であることや、公益性がある事業との関連性が不明確なため透明性に欠け、「公益上必要がある」か否かを外部から判断することができない。また、広島市では、団体運営補助金がどの事業に充てられたのか、当該事業がどの程度効果があったか等最少の経費で最大の効果が挙げられているか（地方自治法第2条第14項）につき効果検証が不十分であり、現状交付されている団体運営補助金が必要最小限の補助になっているかを判断できない。

以上より、このような問題点を解決すべく、後記「(5) 補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について」で述べるとおり、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましい。あわせて、団体運営に係る経費と公

益性がある事業との関連性を明確化し透明性を確保するとともに補助の効果を検証できるよう、例えば、合理的な配賦基準により人件費を含む運営費を各事業に配賦する方法を採用するなど団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

ただし、会費収入や自主事業の売上げなどが十分に見込めない公益的な団体で、かつ、財産が乏しい団体の運営費については、公益性が高く当該団体が行政の代替的役割を果たしている場合、団体運営補助の必要性も理解できる。そこで、そのような場合には、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定した場合に限り、例外的に団体運営補助金の交付を認めるべきと考える。

(5) 補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について

各補助金等の根拠を確認したところ、広島市補助金等交付規則以外の根拠法令等がないものが多く見られた。

根拠規範が具体的な法令によって与えられていない補助金等、すなわち予算措置のみに基づく補助金等が直ちに違法となるわけではない。

しかしながら、補助金等が相当の反対給付を受けず（片務性）、相手方が利益を受ける（受益性）という性格を有すること、公益上必要がある事業が補助対象事業となること、補助金等が「市税その他の貴重な財源で賄われること」からすると、公正・公平・公益性を満たす点で、予算措置ではなく補助金根拠を明確化することが望ましい。

したがって、規則や要綱などにより、補助金額や補助率の算定根拠、補助対象経費、内部手続等を定めるべきである。

なお、団体運営補助については、団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定した場合に限り、補助金交付を認めるべきことは前述したとおりである。

(6) 補助事業等の第三者への事務委託について

補助事業者等の責務として、補助金等適正化法第3条第2項は「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない」と定め、広島市補助金等交付規則第3条第2項も「補助事業者等（補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と定め、さらに補助金等適正化

法第 11 条第 1 項は「補助金事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない」と定め、同規則第 10 条も「補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない」と定める。

これらの規定は、補助事業者等自らが、交付目的・内容及びこれに付された条件を、誠実に、善管注意義務を果たしながら補助事業等を行うことを定めたものである。したがって、補助事業者等が補助事業等を第三者へ包括的に事務委託することは原則として認められない。

ただし、申請・交付事務の履行、補助事業等の周知等の観点から補助事業等を第三者へ包括的に事務委託したほうが補助事業等の公正性・効率性が図られる場合もある。他方で、補助事業等の第三者への委託にあたり、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結することにより、上記規定の責務や善管注意義務を果たすことができる。

そこで、補助事業者等が第三者への包括的な事務委託をすることは、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結した場合に限り、例外的に認められると考える。

(7) 文書の收受について

文書の收受については、広島市文書取扱規程を受け広島市「文書事務の手引」に以下のとおり定めがある。

「文書の收受とは、郵送等によって地方公共団体に到達した文書を、文書收受課等が受領し、所定の收受手続に従って整理し、到達の確認を行うことである。

文書による意思表示の効力の発生時期について、民法は、到達主義によることを原則としている（第 97 条第 1 項）。この場合「到達」とは、「社会通念上、相手方が意思表示等を了知することができる客観的状态を生ずること」と解されている。

市に送達される文書も、法令に定めのない限り、到達した時からその効力を生ずるが、一時に大量の文書を扱うことから、配達証明や書留郵便物など到達時期が確認できるものを除き、收受の手続が終わらなければ、到達したことの確認が難しい。したがって、個々の文書に受付印を押し、到達時期を明らかにしておくことにしている。

このように文書の收受は、意思表示の到達を確認するという重要な手続であるため、担当者は速やかにこれを行わなければならない。」

補助金の交付申請手続は交付申請から始まり、交付申請の効力発生時期が到達主義によることからすると（補助金等適正化法第 5 条、広島市補助金等交付規則第 4

条)、交付申請書の収受につき、文書事務の手引にのっとりた処理、具体的には紙文書の場合には受付印を押し、到達時期を明らかにすべきである。また、当該補助事業等が完了したときに実績報告書を提出してはじめて具体的な補助金等の額が確定すること(補助金等適正化法第14条、同規則第15条)、特に広島市では完了の日から40日以内の提出を求めていることからすると、実績報告書の収受についても、収受の時期を明確にするため、文書事務の手引にのっとりた処理がなされるよう、改めて周知すべきである。

各課における文書の受付

		受付手続				
		課受付印を 押す位置	文書管理シ ステムへの 登録	管理番号の 取得	その他の処 理	
電子 文書	一般文書	不要	要	要	—	
	特殊 文書	収受の日時が権利 の得喪に係る 文書	不要	要	要	文書管理シ ステムに時 刻を入力
		上記以外のもの	一般文書に準じる。			
所定 の紙 文書	一般文書	不要	要	要	—	
	特殊 文書	収受の日時が権利 の得喪に係る 文書	不要	要	要	文書管理シ ステムに時 刻を入力
		主務課において開 封した文書で金品 が添付されている 文書	不要	要	要	文書管理シ ステムに金 品添付の旨 を入力
		上記以外のもの	一般文書に準じる。			
電 子 化 に 適 さ な い	一般文書	文書の欄外	要	要	—	
	特殊 文書	収受の日時が権利 の得喪に係る 文書	文書の欄外	要	要	課受付印の 下に収受の 時刻を明記 証印
		主務課において開 封した文書で金品 が添付されている	文書の欄外	要	要	文書の欄外 に金品添付 の旨を記入

紙 文 書	文書				
	主務課で直接收受した文書で封皮に入札書の表記のあるもの	不要	不要	不要	收受日時を封皮に記入証印
	上記以外のもの	一般文書に準じる。			

(広島市「文書事務の手引」引用)

(8) デジタル化の推進について

広島市においては、令和4年3月に広島市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(以下「DX推進計画」という。)を策定し、人口減少・少子高齢化、成熟社会化の中、行政サービスへの需要の多様化への確に対応し、「持続可能なまち」の実現を目指している。

DX推進計画の具体的な取組として、効果的・効率的な行政の運営の一つとして業務プロセスのデジタル化(DX推進計画「第3章(1)イ(ウ)」参照)等が掲げられている。

今回の監査対象補助金の一部ではあるが、補助金交付申請や実績報告書を電子媒体で提出しているものも見受けられた。電磁的記録の收受で当該記録を紙に印刷しない場合は、課受付印の押印及び收受の時刻の明記証印を省略するものとされている(広島市電磁的記録取扱要綱第3条第3項参照)。

そこで、補助金の交付申請、実績報告書等の提出全般について、電子媒体での提出を一層推進すべきである。

(9) 消費税仕入控除税額に係る処理について

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。

消費税法上、補助金は、消費税の課税対象外取引とされるため、補助金収入には消費税が含まれていない。

しかし、当該補助金収入により、補助事業において備品購入や工事発注等の課税対象取引を行った場合、原則課税の事業者は、補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることができる。

この場合、消費税を預かっていないにもかかわらず、仕入税額控除の適用を受けることになることから、この重複部分を精算し、補助金を返還させるべきである。また、返還の前提として、補助事業者に対し、原則課税事業者か否か、消費税仕入控除税額の確定時に返還額の報告を課すべきである。

広島市においては、当該補助金について定められた個別の交付要綱の中で消費税

の仕入控除税額に係る処理の定められているものが一部あるに留まり、その処理も所管課で異なっていた。

そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。

2 各論

01-1-1

名称	似島の活性化（交流人口の拡大に向けたスポーツ大会への支援）に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	2,400千円（1,200千円）
決算	1,529千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	離島活性化交付金交付要綱 離島活性化交付金事業実施要綱

【監査の指摘】（視点6）～補助金申請手続きの不備について

当事業の競技大会のひとつであるサッカーフェスタへの補助金について、新型コロナウイルスの影響とはいえ、サッカーフェスタの開催地が似島（離島に該当）ではなく広島みなと公園（離島に該当しない）へと変更し実施されていたが、離島の振興を図るという目的から考えると、補助事業の開催地を似島から広島みなと公園に変更することは、補助事業等の内容を変更することに該当しているため、補助事業者は遅滞なく事業計画変更申請書等の書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。（広島市補助金等交付規則第12条第2項）

しかしながら、補助事業者である似島活性化スポーツ事業実行委員会から事業計画の変更計画書等の書類は提出されておらず、補助事業等の内容の変更について、市長の承認を受けていない。

市は、補助事業の申請者に、計画変更の承認等を申請させるべきであり、手続上の不備が認められる。

【監査の意見1】（視点5）～効果測定（成果目標）について

補助事業の目的は大会に参加する小学生が地域内外の人たちとの交流を深めることとし、成果目標を参加者数としているが、参加者数をもって、交流を深めるという効果を測定することは困難であると考え。少なくとも、島民の参加者と島民以外の参加者の交流状況等が確認できる指標を成果目標に加えることが望ましい。

【監査の意見2】（視点5）～効果測定（目標確認方法）について

成果目標である参加者数の達成度を大会パンフレット配布数に基づいて確認することになっている。参加者数の達成度を測るにあたり、参加者数とパンフレット配布数の関係性が不明であり、確認方法が不適切であると考ええる。実際に参加した人数を確認することが望ましい。

01-1-2

名称	中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	50,000千円（25,500千円）
決算	—
補助等団体数（実績）件数	—
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点3）～補助制度の活用について

令和4年度は年間50,000千円もの補助金予算を計上しながら、1件も補助金の交付実績がない。令和5年度には補助金の交付が見込まれるものの、計上した予算規模と比べれば十分に制度が活用されているとは言い難い。

中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業に対する補助金が今後一層活用されるよう、制度の周知方法等を見直すことが望ましい。

01-1-3

名称	中山間地域お宝資源掘り起こし事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	6,900千円（6,900千円）
決算	4,009千円
補助等団体数（実績）件数	5件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	中山間地域お宝資源掘り起こし事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点2）～消費税について

消費税法上、補助金は、消費税の課税対象外取引とされるため、補助金収入には消費税が含まれていない。

しかし、当該補助金収入により、補助事業において備品購入や工事発注等の課税対象取引を行った場合、原則課税の事業者は、補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることができる。

この場合、消費税を預かっていないにも関わらず、仕入税額控除の適用を受けることになることから、この重複部分を精算し、補助金の返還をさせるべきである。また、返還の前提として、補助事業者に対し、原則課税事業者か否か、消費税仕入控除税額の確定時に返還額の報告を課すことが望ましい。

しかしながら、当該補助金の交付要綱には、消費税の仕入控除税額に係る処理について、記載がないため、上記の理由により記載することが望ましい。

01-1-4

名称	中山間地域空き家掘り起こし支援事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	3,600千円（3,600千円）
決算	—
補助等団体数（実績）件数	—
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市空き家掘り起こし支援事業（住宅改修費等）補助金交付要綱 広島市空き家掘り起こし支援事業（家財道具処分費等）補助金交付要綱

【監査の意見】（視点3）～補助制度の活用について

令和4年度は年間予算3,600千円であるが、結果として、1件も補助金の交付実績がない。このため、中山間地域空き家掘り起こし支援事業補助金の必要性を再検討した上で、実施が必要ということであれば、その内容等を見直すことが望ましい。

なお、本事業は令和4年度で終了し、令和4年度からは、空き家についての様々な相談から利活用までを一体的に行うプラットフォームを設置し、所有者が安心して空き家のことを任せられる取組体制を構築する「中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業」において、空き家の掘り起こし等を行っていることを確認している。

01-1-5

名称	元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算／補正予算（内一般財源）	200,000千円／17,966千円（－）
決算	211,232千円
補助等団体数（実績）件数	28件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点6）～文書收受の取扱いについて

元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業補助金応募の手引によると申請書の提出先は各区地域起こし推進課となっているが、申請書には各区の收受印はなく、企画総務局地域活性化調整部の收受印が押印されている。收受日が提出期限後の申請書が散見され、提出窓口である各区において期限内に收受された申請書か不明である。各区において受付簿を作成し收受日を管理していたが、期限内收受を証するためにも、申請書にも各区の收受印を押印し、文書收受の取扱いを適切に行うことが望ましい。

02-1-1

名称	広島市文化財団に対する補助金（ひと・まちネットワーク部管理運営等）
所管	市民局市民活動推進課
当初予算（内一般財源）	72,995千円（72,995千円）
決算	67,721千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について

当該補助金のうち、ひと・まちネットワーク部管理運営補助金（執行額34,133千円）は、当部全体の運営を支援するために交付された補助金であり、団体運営補助にあたる。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

当部は、管理課、まちづくり市民交流プラザ（指定管理）、区調整公民館及び地区公民館（指定管理）、青少年野外活動センター（別途補助金を交付）、こども村（別途補助金を交付）、三滝少年自然の家（指定管理）、グリーンスポーツセンター（指定管理）、青少年センター（指定管理）で組織されている。

そこで、それら各事業の管理費は、それぞれの事業の管理費として指定管理の受託金額に計上・集計することで、管理費総額を捻出することが望ましい。この方法によれば、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることとなり、当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確になると考えられる。

02-2-1

名称	広島交響楽協会に対する補助金
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	110,000千円（110,000千円）
決算	110,000千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見 1】（視点 4）～補助対象事業の明確化、透明性について

当該補助金は広島交響楽協会事業の経費に充てるための補助金であるが、110,000千円の補助金が何の事業に対して使われたのかが曖昧となっている。

すなわち、同協会は、公益目的事業として①定期演奏会②自主演奏会（うち音楽の花束及び「平和のタベ」コンサートについては別途広島市から事業経費の負担金が交付されている）③オーケストラ音楽鑑賞教室④マイタウンオーケストラ広響⑤依頼演奏会、その他事業として①小編成による依頼演奏会②講師派遣事業③CD等販売を行っているところ、これらの事業のうちどの事業に補助金が充てられたのか不明である。

そもそも補助金は補助事業者が行う事業の公益性を認めて交付するものであり（地方自治法第232条の2、広島市補助金等交付規則第2条参照）、特に、同協会の事業については別途広島市から負担金が交付されている事業もあり、また収益事業も実施している。

したがって、当該補助金については、単に「広島交響楽協会事業の経費に充てるための補助金」として交付するのではなく、補助対象事業を明確にすることが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

上記のとおり当該補助金は補助対象事業が不明確である。その結果、補助金によりどのような効果が得られたか分かりづらくなっている。また、補助金交付の効果も検証された形跡

もない。そのため、過去には補助の必要性に関する詳細な検討なくして、一律に補助金が減額されたこともあったようである。

補助金は公益上の必要性から認められるものであり、また最少の補助金の交付で最大の効果が得られることが要求される。

したがって、当該補助金については補助対象事業を明確化したうえで、効果測定をすることが望ましい。

02-2-2

名称	広島市文化財団に対する補助金（文化事業部）
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	456,728千円（456,728千円）
決算	443,425千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について

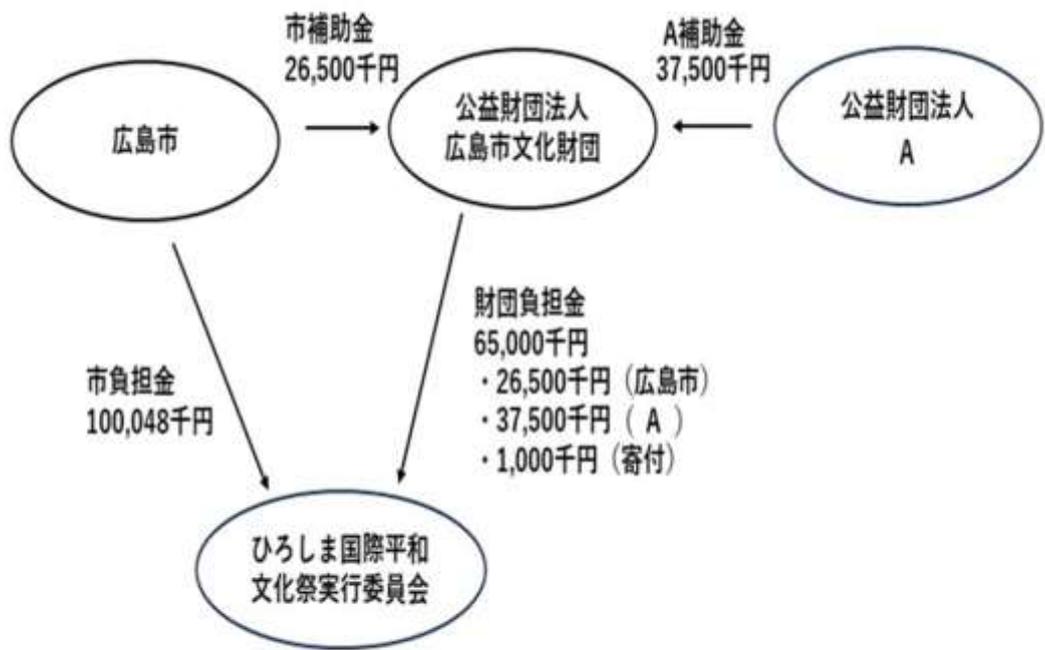
当該補助金は、文化財団の文化事業部の管理運営に対する補助であり、人件費等団体の運営に関するものが大部分を占めておりこれは団体運営補助に該当するものである。団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

文化事業部総務課の分掌事務は財団全体の管理運営に係るものであり、企画事業課の分掌事務は文化事業部の事業に関するものも含まれるところ、文化財団は広島市から19の指定管理を受けるとともに、収益事業も実施している。そこで、各事業の管理費は、それぞれの事業の管理費として指定管理の受託金額に計上・集計するなどして、管理費を捻出することが望ましい。この方法によれば、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることで当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確となると考える。

02-2-4

名称	ひろしま国際平和文化祭の開催に係る補助金及び負担金
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	126,548千円（125,548千円）
決算	125,214千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

図：補助金の流れ



(監査人作成)

【監査の指摘】（視点4）～公平性・透明性、間接補助について

(1) 当該補助金は、上図のとおり、文化財団を通じて実行委員会へそのまま流れており、間接補助にあたる。

前述のとおり、間接補助は、間接補助の合理的必要性があり、かつ規則または個別の交付要綱において間接補助事業者に遵守させるべき事項を規定して間接補助事業者の

責任を明確にした場合に限り、認めるべきであるところ、当該補助金について規則または個別の交付要綱はない現状においては、認めるべきではない。

したがって、当該補助金は実行委員会へ直接交付すべきである。

- (2) 文化財団によれば、公益財団法人A補助金は法人格を持っている団体が申請団体とされているため、文化財団が実行委員会の代わりに申請をして交付を受けているとのことである。また広島市から当該補助金を実行委員会へ直接交付すると、A補助金ももらえなくなるため一旦文化財団が受け皿となっている、すなわちA補助金の補助率は事業費 2 分の 1 であることから、広島市から文化財団へ事業費 2 分の 1 に該当する 26,500 千円の補助金を交付してもらっているとのことであった。広島市から文化財団に対する補助金交付決定書にも、26,500 千円についてはA補助金の裏負担分の記載が確認された。

当該補助金を実行委員会へ直接交付できないのであれば、文化財団が当該補助金の補助事業であるひろフェスの実施をすればよい。

これに対し、対象課及び文化財団によれば、ひろフェスの実施には専門家の知見が必要であり、文化財団は主体になり得ないとのことである。しかし、実行委員会は運営部門であるひろしま国際平和文化祭開催支援業務共同企業体に対し、ひろフェス開催に係る企画・実施運営等業務を包括的に委託している。したがって、文化財団自身が専門家の知見がないとしても、当該共同企業体に対し、企画・実施運営等業務を包括的に委託すれば足り、文化財団がひろフェスの実施主体になり得ない合理的な理由はない。

- (3) 平成 31 年度の包括外部監査においても、以前の広島国際アニメーションフェスティバルに対する補助金について同様の指摘事項を受けている。これに対し、広島市令和 5 年 3 月 10 日公表の措置の内容として「民間からの補助金を活用するため広島市文化財団を経由して交付する補助金以外は、本市から負担金として直接交付することとした。」とある。実際にも令和 4 年度については、広島市から実行委員会に対し負担金 100,048 千円が直接交付されており、少なくとも一部につき対応はされていると認められる。

ただ、補助事業者である文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を行うべきという部分については依然として改善されていない。

したがって、今後もひろしま国際平和文化祭に対する補助を考えているのであれば、(1)当該補助金を実行委員会へ直接交付するか、(2)文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を行うべきである。

【監査の意見】(視点 5) ～効果測定について

補助事業の効果について適切な指標・方法による効果検証の実施がされ、PDCA サイクル(計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action))が機能しているかが重要となる。当事業においては、開催結果報告書を作成しておりその中で、来場者数、来場者アン

ケートについての記載は確認できたが、それぞれの評価については検討されておらず、また評価がないため改善についての意見も残されていないように見受けられた。このイベントは今後隔年で開催する予定とのことである。広島市からの補助金を受けた上での事業であるならば効果測定を十分に行い、次回の計画に繋げていくべきである。

02-3-1

名称	学区体育団体スポーツ振興事業に係る補助金
所管	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
当初予算（内一般財源）	22,020千円（22,020千円）
決算	20,663千円
補助等団体数（実績）件数	134件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	学区体育団体スポーツ振興事業補助金交付申請等手続きマニュアル

【監査の指摘】（視点6）～書類の期限内提出について

広島市補助金等交付規則第15条第1項柱書において「補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から40日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない」とあり、その書類として同項第3号において「領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し」とある。

実績報告書添付の決算書には「決算内容については、領収証書等と照合済み」との記載と担当者の押印があるが、領収証書の写しを取ることもなくまた確認した日付についても記録が残っていなかった。担当課からは、「広島市補助金等交付規則の運用」において「写しを取ることを要しない」とあるため写しを取っていないという説明があり、また確認日付については上記運用において、確認した日付を記録することを求められていないので、記録しないことも適切な運用であるとの説明を受けた。

しかしながら、確認した日付の記載がなく領収証書等を40日以内に提出されていることを確認できないため、上記取扱いは同条項の趣旨に違反する。

したがって、領収証書等と照合した旨の記載をする際には、照合日付を記載するといった運用をすべきである。

02-3-2

名称	広島市スポーツ協会運営事業に係る補助金
所管	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
当初予算（内一般財源）	410,300千円（410,300千円）
決算	383,631千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

表：人件費予算

科目（公益・法人会計の別）		公益	法人	合計
区分		人数（人）		
報酬	役員（専務理事）		1	1
職員給与	プロパー	総務	9	9
		事業	7	7
	市OB	総務	5	5
		事業	3	3
	コーディネーター	事業	16	16
		予備※	4（0）	
合計		30（26）	14	44（40）

（「令和4年度 人件費予算要求額総括表」から抜粋し監査人作成）

※ 実際には採用・配置されていない

※ （ ）は実在人数

【監査の指摘】（視点3）～補助の必要性について

広島市からの補助金等は、「市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する」（広島市補助金等交付規則第2条）とあるように「その施行に必要な経費」に対し補助金等が交付されることとなっている。

しかしながら、上記表「人件費予算」のとおり、実際には採用・配置されていないコーディネーター4名分（26,859千円）を予備として計上したうえで、補助金申請し補助金の交付決定を受けている。このような補助金交付申請は、過去5年以前より継続され常態化している。

4名は実際には採用・配置されていないのであるから、4名分の人件費相当額は「その施行に必要な経費」とはいえず、補助の必要性がない。

所管課は、『予備4名分』の人件費については、人事異動対応が生じた場合の給料や、年

度途中で退職者が出た場合の退職金に充てるなど柔軟な運営のために活用しており、不要分は精算時に全額市に返納してきた」とするが、補助金交付申請後に新たに必要になった費用は補助金の変更申請によるべきであり、その手続きを経ず、当初から採用・配置が予定されていないコーディネーター4名分を計上した予算書により補助金申請をすることは、補助事業者等は、「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない」とする広島市補助金等交付規則第3条第2項にも違反する。

したがって、市は「予備4名分」の人件費を計上して補助金を申請することを止めさせるべきである。

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について

当該補助金の大部分が広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）の事務局の職員に対する人件費の補助となっている。これは団体運営補助にあたる。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

協会は、広島市から37施設について指定管理を受けている。そこで、協会事務局の管理運営のうち各施設に係る管理費を、指定管理の受託金額に計上・集計することで、管理費を捻出することが望ましい。この方法によれば、当該補助金額を大幅に減額できるとともに、各施設に必要な管理費がそれぞれ計上されることで当該施設受託業務に係る管理費の金額・当該施設受託業務に占める管理費の割合も明確になると考えられる。

02-4-1

名称	広島平和文化センター事業助成
所管	市民局国際平和推進部平和推進課
当初予算（内一般財源）	324,901千円（324,237千円）
決算	320,138千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について～

当該補助金は、ヒロシマ・ピース・ボランティア事業をはじめ5件の事業に充てられているものの、98.7%が広島平和文化センターの事務局運営に伴う人件費となっており、団体運

営補助に該当する。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

広島平和文化センターでは、公益目的事業として約60の事業を行っている。そこで、同センターの事業補助金については規則や要綱等を定めたうえで、それぞれの各事業に係る人件費等を各事業の管理費として、補助金、委託費に計上して交付することが望ましい。

02-5-1

名称	広島平和文化センター事業助成（国際交流・協力事業等）
所管	市民局国際平和推進部国際化推進課
当初予算（内一般財源）	61,828千円（61,828千円）
決算	55,156千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について～

当該補助金のうち、93.6%が広島平和文化センターの国際市民交流課の事務局運営に伴う人件費となっており、団体運営補助に該当する。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

当該補助金は、国際フェスタの開催事業をはじめ5件の事業に対し補助金が交付されていることから、当該事業補助金につき規則や要綱等を定めたうえで、その事業補助のなかで、事業にかかる人件費を各事業の管理費として計上して交付することが望ましい。そして、補助対象事業の明確化のため、交付決定書にも、各事業の補助金内訳を明記すべきと考える。この方法によれば、当該補助金の交付は、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることとなり、当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確になると考えられる。

03-1-2

名称	広島市社会福祉協議会に対する補助金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	813,912千円（742,585千円）
決算	764,227千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見1】（視点4）～補助事業と委託事業の線引きについて

委託事業に関する費用は委託費のみから支払われるべきであり、補助金から支出すべきではない。

例えば、下記一覧のとおり、事務局長、課長及び係長のうち一部の者は委託事業と補助金が交付されている事業・部門を兼任している。

一覧

R4年度

役職		事業	
事務局長 （法人運営）	総務課長 （法人運営）	（委託）広島市総合福祉センター指定管理 （補助）中広会館管理運営	
		（委託）障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業 （補助）地域福祉推進支援事業	
	地域福祉推進課長 （法人運営）	（委託）介護予防・日常生活支援総合事業等事業 （委託）地域協議会開催運営事業 （委託）社会福祉施設職員等研修事業 （補助）広島市シニア応援センター事業 （補助）ちびっこ広場整備事業 （補助）広島市シニア大学	
		（委託）成年後見利用促進センター運営事業 （委託）市民後見人養成事業	
		（補助）日常生活自立支援事業	
		（委託）生活困窮者自立相談支援等事業	
	生活支援課長 （法人運営）	（委託）生活困窮者自立相談支援等事業	
		（補助）ボランティア情報センター事業	
	ボランティア情報センター所長（法人運営）		（補助）ボランティア情報センター事業

（出所：健康福祉局地域共生社会推進課より提供）

しかし、それらの者に対する人件費は、「一覧」のうち太字で記載されているとおり、補助金が交付されている「法人運営」のみから支出されており、委託費から支出されていない。

また、委託事業の1つに「介護予防・日常生活支援総合事業等事業」があり、その事業として生活支援コーディネーターの配置がある。生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を指すところ、広

島市では市社協地域福祉推進課事業係及び各区社会福祉協議会に配置され、各組織の管理職が生活支援コーディネーターを指揮監督している。

しかしながら、上記管理職の person 費は、補助金の「本部会計」 person 費及び「区会計」 person 費から支出されている。

一般的には、委託事業に関わる費用は全額委託費から支出されるべきである。

このため、市社協の職員（管理職）が委託事業と補助金が交付されている事業・部門を兼任したり、生活支援コーディネーターに関する事業にかかわったりした場合には、当該職員の業務に対する person 費は「管理費」として委託費から支出することが望ましい。具体的には、当該職員が行う補助金対象事業と委託事業の各業務量に応じて、 person 費を按分することが考えられる。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

補助金等の公募時には計画（効果予測）、事業が終了した際には効果測定が不可欠である。

市社協に対する補助金についても、市社協が社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成並びに上記事業のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である（社会福祉法第 109 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号）ことから、各号に基づく事業がもたらす地域福祉の推進の度合いにつき、効果測定すべきである。

具体的には、事業報告書記載の各事業の実施によって地域福祉の推進にどのように貢献したか検討したり、各事業の参加者に参加したことで得た知見は何か、得た知見をどのように活かすかなどのアンケートを取ったりなどして、各事業と地域福祉の推進との関係を目に見える形で精査してみることが望ましい。

【監査の意見 3】（視点 2、4）～団体運営補助金について

市社協には令和 4 年度決算時において、764,227 千円が補助金として交付されている。上記補助金の対象は本部会計の自主事業及び区会計の自主事業と共に、本部会計の person 費及び区会計の person 費が含まれている。このことから、市社協に対する補助金は、公益的な団体の運営を支援するために交付された団体運営補助金の性質を有するといえる。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

市社協に対する補助金のうち本部会計の person 費及び区会計の person 費については、規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定め、各自主事業に割り付けて交付することが望ましい。現時点で、本部会計のうち広島市シニア応援センター事業、ボランティア情報センタ

一事業、日常生活自立支援事業、成年後見事業及び社会福祉センター中広会館管理運営事業、区会計のうち区ボランティアセンター活動事業については事業費に人件費が含まれていることから、他の事業においても、事業費に人件費を含めて算定することが望ましい。

もっとも、本部会計の人件費及び区会計の人件費のうち、自主事業に含めることが相当でない費用が存在することが想定される。そのような費用については、別途、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応することが望ましい。

03-1-3

名称	広島市民生委員児童委員協議会に対する補助金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	37,813 千円（37,813 千円）
決算	34,897 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について

協議会には令和 4 年度決算時において、34,897 千円が補助金として交付されている。上記補助金の対象には「職員費」という費目で人件費が含まれている。このことから、協議会に対する補助金は、公益的な団体の運営を支援するために交付された団体運営補助金の性質を有するといえる。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

もっとも、協議会が営利を目的とする団体でなく、会費のみで「職員費」を全額支出することは困難と考えられることから、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応することが望ましい。

03-2-1

名称	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に係る負担金
所管	健康福祉局保護自立支援課
当初予算（内一般財源）	6,599 千円（1,650 千円）
決算	5,640 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	協定書

【監査の意見】（視点6）～償還に対するチェック体制について

広島市は、当該年度の貸付額から当該年度の償還額（担保物権売却価格を含む。）を除いた金額を負担金として交付しており、県社協は、毎年度、精算書を次年度の4月末日までに広島市に提出しなければならず（協定書第7条）、この精算により負担金に剰余が生じたときは、当該剰余金を広島市の請求のあった日から30日以内に広島市に返還することになる（協定書第8条）。

このように、広島市が負担する金額は償還額次第で大きく変動することから、広島市としては、不必要な支出を避けるため、県社協が償還手続を適切に行っているかを随時チェックすることが重要である。

この点、広島市はア) 県社協から前年度の実績報告を受け取った際、及びイ) 次年度の予算を計画する際において、県社協に対して電話で進捗確認を行っている。

しかしながら、上記のとおり、広島市が県社協が適切に償還手続を行っているかチェックする重要性は高いことから、最低でも四半期に1度は県社協へ進捗を確認すべきであり、確認したことが記録に残るよう書面による回答を求めるべきである。

この点、県社協は、毎月各区生活課宛に貸付状況の月次報告書を送付し、年に1回、各区生活課宛に状況報告書の提出を求めると共に、世帯状況に変化があれば各区生活課から県社協に連絡をするという方式で状況を把握している。

そこで、県社協が把握している事実を広島市も把握し、それに基づいて県社協による償還手続が適切に行われているかチェックするため、上記方法による確認を行うことを検討されたい。

03-3-1

名称	老人クラブの運営に対する補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算（内一般財源）	31,862 千円（21,242 千円）
決算	29,650 千円
補助等団体数（実績）件数	434 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市老人クラブ運営費補助金交付要綱 広島市老人クラブ運営基準

【監査の指摘】（視点 6）～書類の期限内提出について

広島市補助金等交付規則第 15 条第 1 項において「補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から 40 日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない」とあり、その書類として同項第 3 号において「領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し」とある。

実績報告書提出の際に各団体から提示を受けた領収書等について担当職員が確認したとあるが、コピーを取ることもなくまた確認した日付についても記録が残っていなかった。

広島市補助金等交付規則に沿った運用がされていないため見直しをすべきである。

03-4-2

名称	民間老人福祉施設の理学療法士等雇用に係る補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算（内一般財源）	2,953 千円（2,953 千円）
決算	1,830 千円
補助等団体数（実績）件数	13 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助金交付要綱

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

ひと月当たり、特別養護老人ホームであれば最大 2 万円、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは共に最大 1 万円が補助金として交付される。その際における理学療法士等の勤務時間は最低 3 時間以上とされている。そのため、複数の事業所において、補助対象経費の半分未満しか補助金が交付されていない。このような補助金が補助事業に貢献し得ているか、現状では判断しがたい。

そこで、効果測定を実施すべきである。その結果次第では、民間の老人施設が補助事業をより積極的に取り組めるよう、当該補助金の交付額を増額するなど、工夫していく必要があると考える。

03-4-3

名称	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（創設）
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	135,000千円／227,205千円（24,205千円）
決算	395,618千円
補助等団体数（実績）件数	2件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱

【監査の意見】（視点2）～消費税の仕入控除税額に係る処理について

補助金受給者の補助金受取額は、消費税法上、不課税取引となる。一方で、本件で補助の対象となる整備費については、補助金受給者が整備費支出事業年度に消費税法上の課税事業者であったり、免税事業者であったとしても課税事業者選択届出書を提出することにより課税事業者を選択したりすることにより、整備費について仕入税額控除を受けている可能性を排除できない。

そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。例えば、本件では、「補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書」等の提出義務を民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱内に明記して、補助金に対応する整備費等について仕入税額控除を受けていないことを書面により確認することが考えられる。

03-4-5

名称	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（改築）
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	331,588千円／39,487千円（45,475千円）
決算	266,590千円
補助等団体数（実績）件数	7件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱

【監査の意見】（視点2）～消費税の仕入控除税額に係る処理について

補助金受給者の補助金受取額は、消費税法上、不課税取引となる。一方この補助の対象となる整備費については、補助金受給者が整備費支出事業年度に消費税法上の課税事業者であったり、免税事業者であったとしても課税事業者選択届出書を提出することにより課税事業者を選択したりすることにより、整備費について仕入税額控除を受けている可能性を排除できない。

そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。例えば、本件では、「補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書」等の提出義務を民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱内に明記して、補助金に対応する整備費等について仕入税額控除を受けていないことを書面により確認することが考えられる。

03-7-1

名称	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）運営補助
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	223,299千円（223,299千円）
決算	260,515千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見1】（視点6）～双方代理について

広島市長である松井一實氏が代表を務める民間団体が補助金等の交付を求める場合、松井一實氏が補助金等の交付申請を行い、広島市の代表者である松井一實氏が交付決定を下すことになる。これは、私人間における双方代理行為による契約と同様に、広島市の利益が害されるおそれがあることから、民法第108条の双方代理が類推適用される（最判平成16年7月13日民集第58巻5号1368頁）。

この点、被爆者協議会は、令和4年度広島原爆被爆者療養研究センター運営事業に対する補助金に係るすべての権限を被爆者協議会会長である松井一實氏から、同じく代表理事である被爆者協議会副会長へ委任している。このことから、被爆者協議会からの申請行為及び広島市長による交付決定行為は形式的には双方代理又は双方代理に類似する行為に該当しないとのことであった。

しかし、民法第108条の趣旨を鑑みると、たとえ権限を下位の職責の者へ委任したとしても、当該受任者が、組織の最終的決裁権者であり組織の意思決定において最も強い影響力を

有している代表者の意向に沿わない決定を行うことは難しいと考えられることから、双方代理に類似する状況は治癒されているとは言い難い。

したがって、被爆者協議会会長である松井一實氏が被爆者協議会副会長へ補助金に係る権限を委任し、副会長が広島市へ補助金申請を行うことは、民法第 108 条を形式的にくぐり抜けるための便法にすぎないと評価される危険性があることから、その懸念の解消が図られるよう被爆者協議会と協議することが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

神田山荘への運営補助のための補助金交付の可否を検討するにあたり、所管課は、神田山荘について、昭和 48 年に開設して以来、広島市域内にある保養施設として、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価している。

もっとも、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価した根拠が不明である。

補助金とは特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの（予算事務の手引 9 頁）であることから、神田山荘への運営補助が被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与しているか、その効果を測定すべきである。そのためにも広島市が効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

また、効果測定を行う際に、同等又はそれ以上の効果を他の民間施設を利用することで得られないかにつき、調査・検討すべきと考える。

補助金の交付に当たっても最少の経費で最大の効果を上げることが求められている（地方自治法第 2 条第 14 項）ところ、被爆者の心身の療養と健康管理の向上という観点を踏まえても、令和 4 年度単年において神田山荘の運営費用として 260,515 千円、施設整備費用として 21,637 千円の計 282,152 千円を補助金として交付することが、被爆者にとって最少の経費で最大の効果を上げているといえるのか、民間の温泉施設で代用した場合により最少の経費で最大の効果が上げられないか、という視点での調査・検討は重要であると考ええる。

今後、時間の流れと共に、被爆者の数が減少していくなか、今までと同様に、神田山荘へ多額の補助金を交付して運営を補助する必要性や相当性があるといえるかにつき、具体的に検証する時期が来ているのではないかと考える。

03-7-2

名称	広島原爆養護ホーム事業に係る助成金
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	65,172千円（65,172千円）
決算	43,634千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について

事業団には令和4年度決算時において、43,634千円が補助金として交付されている。この補助金の対象に事務局の人件費が含まれていることから、上記補助金は公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金である団体運営補助金に該当する。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

もともと、事業団において、他の受託事業における受託費のみで事務局の運営資金を賄うことは容易ではないと考えられる。

そこで、事務局の運営資金のうち人件費は、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応することが望ましい。

03-7-4

名称	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）維持補修
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	21,733千円（11,733千円）
決算	21,637千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	－

【監査の意見1】（視点6）～双方代理について

広島市長である松井一實氏が代表を務める民間団体が補助金等の交付を求める場合、松井一實氏が補助金等の交付申請を行い、広島市の代表者である松井一實氏が交付決定を下

すことになる。これは、私人間における双方代理行為による契約と同様に、広島市の利益が害されるおそれがあることから、民法第 108 条の双方代理が類推適用される（最判平成 16 年 7 月 13 日民集第 58 卷 5 号 1368 頁）。

この点、被爆者協議会は、令和 4 年度広島原爆被爆者療養研究センター施設整備事業に対する補助金に係るすべての権限を被爆者協議会会長である松井一實氏から、同じく代表理事である被爆者協議会副会長へ委任している。このことから、被爆者協議会からの申請行為及び広島市長による交付決定行為は形式的には双方代理又は双方代理に類似する行為に該当しないとのことであった。

しかし、民法第 108 条の趣旨を鑑みると、たとえ権限を下位の職責の者へ委任したとしても、当該受任者が、組織の最終的決裁権者であり組織の意思決定において最も強い影響力を有している代表者の意向に沿わない決定を行うことは難しいと考えられることから、双方代理に類似する状況は治癒されているとは言い難い。

したがって、被爆者協議会会長である松井一實氏が被爆者協議会副会長へ補助金に係る権限を委任し、副会長が広島市へ補助金申請を行うことは、民法第 108 条を形式的にくぐり抜けるための便法にすぎないと評価される危険性があることから、その懸念の解消が図られるよう被爆者協議会と協議することが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

神田山荘への運営補助のための補助金交付の可否を検討するにあたり、所管課は、神田山荘について、昭和 48 年に開設して以来、広島市域内にある保養施設として、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価している。

もっとも、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価した根拠が不明である。

補助金とは特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの（予算事務の手引 9 頁）であることから、神田山荘への運営補助が被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与しているか、その効果を測定すべきである。そのためにも広島市が効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

また、効果測定を行う際に、同等又はそれ以上の効果を他の民間施設を利用することで得られないかにつき、調査・検討すべきと考える。

補助金の交付に当たっても最少の経費で最大の効果を上げることが求められている（地方自治法第 2 条第 14 項）ところ、被爆者の心身の療養と健康管理の向上という観点を踏まえても、令和 4 年度単年において神田山荘の運営費用として 260,515 千円、施設整備費用として 21,637 千円の計 282,152 千円を補助金として交付することが、被爆者にとって最少の経費で最大の効果を上げているといえるのか、民間の温泉施設で代用した場合により最少の経費で最大の効果が上げられないか、という視点での調査・検討は重要であると考えられる。

今後、時間の流れと共に、被爆者の数が減少していくなか、今までと同様に、神田山荘へ多額の補助金を交付して運営を補助する必要性や相当性があるといえるかにつき、具体的に検証する時期が来ているのではないかと考える。

03-8-3

名称	結核・感染症発生動向調査事業（新型コロナウイルス感染症対策）に係る負担金
所管	健康福祉局保健部健康推進課
当初予算／前年度繰越予算／補正予算（内一般財源）	－／518,035千円／1,529,633千円（－）
決算	1,111,229千円
補助等団体数（実績）件数	9,597件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第37条ほか） 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

【監査の意見】（視点4）～透明性について

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の負担については法律で定められているように公費負担とすることについては問題ない。ただ、事業の名称が「発生動向調査事業」となっているが、発生動向調査自体は健康推進課が行っている事業である。市民にとっては発生動向調査事業に対して1,111,229千円の予算が使われていると誤解を生じる可能性がある。透明性の観点からも「結核患者医療事業」の中に含めてその中で新型コロナウイルス感染症関係の予算の内訳を表示するなどして分かりやすい方法を採用することが望ましい。

04-1-4

名称	私立保育園等ICT化推進事業に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	7,842千円（2,614千円）
決算	2,974千円
補助等団体数（実績）件数	14件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱 広島市私立保育所等における事故防止推進事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金の交付に当たっても、最小の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

当該補助金における効果測定は、園からの感想程度に留まっており、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

04-1-17

名称	保育士等処遇改善事業に係る補助金（私立）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	496,830千円(496,830千円)
決算	515,794千円
補助等団体数（実績）件数	238件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市保育士等処遇改善事業費交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

賃金改善計画書実績報告書による報告を受けています。

この点、賃金改善計画書実績報告書により報告を受けるだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

04-1-18

名称	保育士等増員配置に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	50,156千円（50,156千円）
決算	48,368千円
補助等団体数（実績）件数	16件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立保育所等保育士等増員配置費交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

実績報告書による報告を受けています。

この点、実績報告書により報告を受けるだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

04-1-19

名称	私立保育園等入所児童の欠員に対する補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	428,096千円（424,779千円）
決算	590,963千円
補助等団体数（実績）件数	141件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	定員払い事務費支弁要綱

【監査の意見】（視点5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以

下の回答を得た。

受入可能児童数等に係る確認票及び職員配置基準算定表により、当該補助事業要件を満たしていることを確認しています。

この点、当該補助事業要件を満たしていることを確認するだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

04-1-20

名称	保育補助者雇上強化事業に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	145,085 千円（36,272 千円）
決算	214,948 千円
補助等団体数（実績）件数	88 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立保育所等における保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当っても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

実績報告書による報告を受けています。

この点、実績報告書により報告を受けるだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

06-1-6

名称	広島競輪活性化対策協議会に対する負担金
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	10,000 千円（－）
決算	4,460 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	－

【監査の意見 1】（視点 3、4）～補助の必要性・透明性について

以下に直近 6 年間の広島競輪活性化対策協議会負担金の予算額と決算額を抽出して監査した。以下に記載する。

年度	予算額	決算額（執行率）	返納額
R4(2022 年)	7,800 千円	4,460 千円（57%）	3,339 千円
R3(2021 年)	7,000 千円	4,683 千円（66%）	2,316 千円
R2(2020 年)	7,000 千円	5,006 千円（71%）	1,993 千円
R1(2019 年)	5,800 千円	3,915 千円（67%）	1,884 千円
H30(2018 年)	5,800 千円	4,612 千円（79%）	1,187 千円
H29(2017 年)	5,600 千円	4,059 千円（72%）	1,540 千円

広島市補助金等交付規則第 18 条によると、「市長は、補助事業者等について」、「決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき」は、「補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と定めている。この「補助金等交付規則の運用」において第 18 条の「著しく相違し」及び「著しく減少したとき」とは、補助対象事業費の予算総額に対する決算の執行率が 8 割以下になっている場合をいい、不用額は 2 割以下でなければならない、との解釈がされている。負担金交付申請書に事業計画書を添付していることから、通常計画書どおりに事業が実施されるはずである。

近年、新型コロナウイルス流行により事業実施が困難な状況を考慮に入れたとしても、上記表の 6 年間の推移を確認すると新型コロナウイルス感染症流行（令和 2 年 1 月頃～）以前から執行率はいずれも上記解釈の 8 割以下である。

また、令和 4 年度当初予算は、10,000 千円であり、変更し減額され 7,800 千円となっている。過去 5 年間の執行金額、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑みても当初予算を新型コロナウイルス感染症流行前より増額した金額を予算化しており、綿密な事業計画書・予算計画とは言い難い。

また、広島競輪活性化対策協議会は、広島市、公益財団法人 JKA 西エリア第 2 競技実施チ

ーム、一般社団法人日本競輪選手会広島支部の3団体であるが、負担金を拠出しているのは広島市のみであり、透明性の観点から補助基準や対象経費を広島競輪活性化対策協議会会則に定めるとともに綿密な事業計画と予算計画を立て、必要な金額だけを予算化して執行することが望ましい。

【監査の意見2】（視点5）～効果測定について

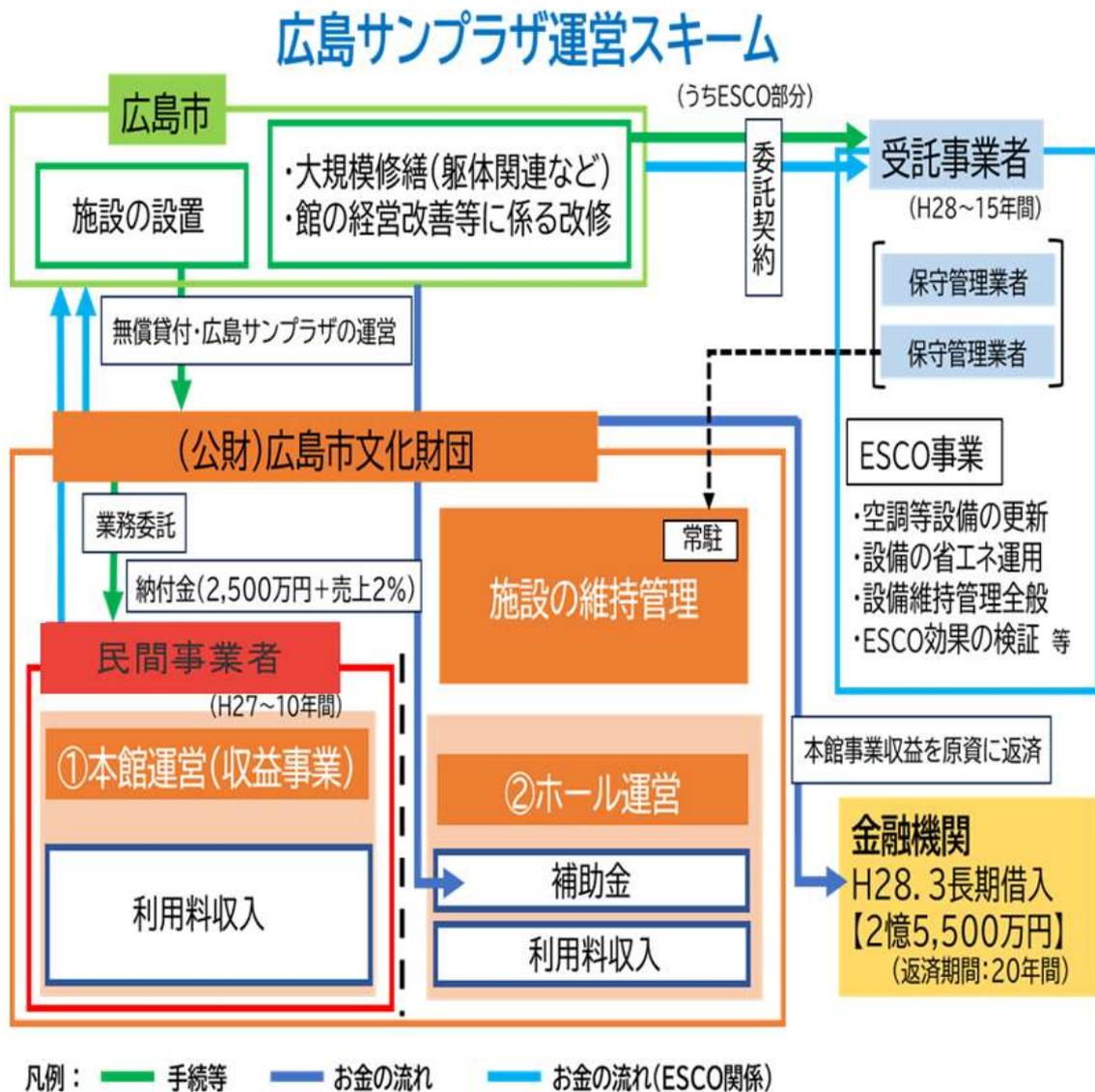
「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、事業計画立案時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該負担金においては、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

名称	広島市文化財団に対する補助金（広島サンプラザ）
所管	経済観光局雇用推進課
当初予算（内一般財源）	117,628千円（117,628千円）
決算	99,482千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—



(広島市文化財団作成資料、監査人が一部修正)

【監査の指摘】（視点3）～補助の必要性について

	広島サンプラザ 本館事業	広島サンプラザ ホール事業	中小企業勤労者 共済事業等	合計
受取広島市補助金	0円	37,518千円	52,965千円	90,483千円
当期一般正味財産 増減額	19,898千円	△376千円	58千円	19,580千円

（令和4年度 公益財団法人広島市文化財団 決算報告書 正味財産増減計算書内訳書 抜粋）

補助金等は公益上の必要があると認める場合において「その施行に必要な経費」について交付されるものであるから（広島市補助金等交付規則第2条）、当該収益の範囲を超える部分についてのみ補助の必要性があるのが通常である。

広島サンプラザでは、本館事業、ホール事業、中小企業勤労者共済事業等が実施され、その合計の一般正味財産増減額は、19,580千円である。三事業の補助金の必要性が認められるのは、90,483千円から三事業の一般正味財産増加額である19,580千円を差し引いた約70,903千円であり、三事業の収益部分である19,580千円（大部分が広島サンプラザ本館事業部分の収益）については「その施行に必要な経費」（広島市補助金等交付規則第2条）といえず補助の必要性が認められない。

この指摘に対し、広島市経済観光局雇用推進課は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第19条に則り、事業内容や目的が異なるものは会計区分を分けていることから、収益と費用は事業ごとに捉える必要があり、現行で事業ごとに会計を分けている収支について、一体とすることはできないとのことであった。

広島サンプラザは、「広島サンプラザを一体として勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行うために供する」用途指定を条件に、広島市との間で無償貸付契約を締結している。広島市と広島市文化財団の関係において「勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行うために供する」ために広島サンプラザ全体を無償貸付されていることから、これに対する補助金についても三事業一体として捉える必要がある。

したがって、本補助金については、三事業を一体として捉えて補助の必要性を判断すべきである。

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

中小企業勤労者共済事業等のうちドゥプレに関しては、PDCAサイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能するかたちで一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

下記にドゥプレ会員数の推移を記載した図を掲載した。会員数は、ピークの平成9年度の7,552人から令和4年度の3,705人へ半減している。また、令和4年度ドゥプレの補助金決

算額は、2,954千円と事業として先細りしつつある。これは、時代の変化とともに民間業者参入などによる企業の福利厚生施策の選択肢の増加が考えられる。効果測定の結果次第では、事業の廃止に向け段階的な議論を検討する事も視野に入れるべきと考える。実際、平成25年に事業廃止の議論が起こっている。

平成21年からは国からの補助金がなくなり、この事業により会員が受けられるサービスも、各種チケットの割引購入、各種施設の割引利用など、広島市の補助金により実施しなければならない施策である理由が時代の変化とともに乏しくなりつつある。

(単位：人、所、千円)

区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
加入者数	5,369	3,379	1,728	2,050	1,389	1,123	1,216	677
退会者数	543	1,515	1,448	1,468	1,546	1,784	1,441	1,228
差引増減	4,826	1,864	280	582	▲ 157	▲ 661	▲ 225	▲ 551
会員数	4,826	6,690	6,970	7,552	7,395	6,734	6,509	5,958
事業所数	608	1,074	1,227	1,209	1,235	1,177	1,244	1,137
国補助金	0	35,826	33,520	33,637	35,441	35,399	35,399	46,116
市補助金								

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
加入者数	778	659	541	519	750	447	379	398
退会者数	1,796	665	761	670	627	629	682	607
差引増減	▲ 1,018	▲ 6	▲ 220	▲ 151	123	▲ 182	▲ 303	▲ 209
会員数	4,940	4,934	4,714	4,563	4,686	4,504	4,201	3,992
事業所数	1,144	1,430	1,456	1,432	1,437	1,416	1,325	1,276
国補助金								0
市補助金	46,116	43,712	29,097	23,983	23,733	24,024	19,213	10,124

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
加入者数	265	292	291	256	265	278	258	561
退会者数	460	405	552	376	358	339	307	280
差引増減	▲ 195	▲ 113	▲ 261	▲ 120	▲ 93	▲ 61	▲ 49	281
会員数	3,797	3,684	3,423	3,303	3,210	3,149	3,100	3,381
事業所数	1,229	1,166	1,145	1,063	1,024	989	935	956
国補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
市補助金	8,866	3,989	3,399	3,535	3,535	3,535	3,535	10,650

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
加入者数	589	516	320	466	350	212
退会者数	334	369	401	378	435	191
差引増減	255	147	▲ 81	88	▲ 85	21
会員数	3,636	3,783	3,702	3,790	3,705	3,726
事業所数	931	921	879	843	811	788
国補助金	0	0	0	0	0	0
市補助金	0	1,259	6,658	5,624	2,954	5,990

H6～R5は、各年度。

R4までは決算額、R5は当初予算額。R5の会員数及び事業所数はR5.9末現在。

名称	広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会に対する補助金
所管	経済観光局産業振興部商業振興課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	－/1,100,000 千円（－）
決算	1,080,889 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

【監査の指摘 1】（視点 6）～補助対象事業の第三者への事務委託について

総論に記載のとおり、補助事業者等が第三者へ包括的に事務委託する場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結した場合に限り、例外的に補助事業等の第三者への事務委託が認められると考える。

本事業について、補助事業者である実行委員会は、運営業務の大部分を A 社に委託している。これは、上述の責務と善管注意義務の観点から、内容を明示した業務委託契約書を締結した場合に限る例外的な委託と考える。この点、業務委託契約書には、業務内容や委託料などが明示されている。しかしながら、当初予想されていなかった第 2 次募集が行われたため、追加の業務と費用が発生した。それにもかかわらず、変更契約や覚書等を締結せずに補助事業は遂行された。変更業務委託契約書を締結していない状況は、変更後の契約内容や双方の責任範囲が不明確となり、上記の責務と善管注意義務を果たしているとは言い難い。このように、第 2 次募集に伴う業務内容や委託料の変更については、変更業務委託契約書に反映させるべきであった。今後、補助事業などを第三者に委託する必要がある場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲などを明確に規定した業務委託契約書を作成し、変更が生じた場合には、それを反映させるべきであり、広島市はそのように指導・監督するべきである。

【監査の指摘 2】（視点 6）～計画変更の承認について

広島市補助金等交付規則第 12 条に以下のように規定されている。

（計画変更の承認等）

第 12 条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書に第 4 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等中止し、又は廃止しようとするとき。

以下省略

この、予算変更については、広島市の解釈及び運用は以下のとおりである。

2 「補助事業等に要する予算を変更しようとするとき」の予算とは、補助金等を交付することに決定した具体的な事項に係る予算（補助対象事業費）のみをいい、補助対象外の予算変更は該当しない。

「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の1割以上の変更をする場合をいう。

ただし、予備費充当に係るものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。

また、公益法人等における給与改定等による人件費の増減に係るものも除外するものとする。

（「広島市補助金等交付規則の運用」から一部抜粋、下線は監査人加筆）

このように、事業内容や予算などを変更するときは、遅滞なく事業計画変更申請書に事業計画書、予算書等を添えて提出し承認を得ることとなっている。広島市の解釈及び運用は、予算の変更は、申請書に記載された科目毎の金額の1割以上を変更する場合としている。

当該補助金は、当初第1次募集を前提にスケジュールや事務費が計画されていた。以下表のとおり、当初計画は補助金収入 1,100,000 千円の内、応援金 1,000,000 千円、事務費 100,000 千円であった。しかし、当初予算に余剰が生じたため、第2次募集され、それに伴う予算の変更が以下のとおり生じた。応援金は、当初計画 1,000,000 千円から 84,334 千円減少し 915,666 千円となった。一方で、事務費は、当初計画 100,000 千円であったが、65,222 千円増額（65.0%増加）し、165,222 千円となった。このように応援金は減少し、事務費は増加したため、予算増額については、当初計画 1,100,000 千円に対し決算額は 1,080,888 千円となり 2%（19,112 千円）の減少に留まった。

（単位：千円）

	中科目	小科目	予算額	決算額	増減額	増減率
収入	広島市補助金収入	補助金収入	1,100,000	1,100,000	0	0%
支出	応援金		1,000,000	915,666	-84,334	-8%
	事務費	事務局経費	100,000	165,222	65,222	65%
	計		1,100,000	1,080,888	-19,112	-2%
返納額				19,112		

（出所：申請書及び事業実施報告書の収支決算書をもとに監査人作成）

第2次募集に伴うスケジュール変更や予算の内訳の変更について、広島市は、以下の理由から計画変更手続きなく事業を承認している。

広島市販路拡大等チャレンジ実行委員会から本市に対して第2次募集を行う予定との話

があり、本市の認識としては交付申請書上の受付時期の変更等は同実行委員の取組のうちの軽微な変更であり、交付総額の変更を伴うものではないため事業計画の変更には当たらないと考え、計画変更手続きなく事業を承認しております。

(監査人質問に対する広島市回答を記載、下線は監査人追加)

つまり、広島市は、第2次募集追加に伴うスケジュールの変更等は軽微な変更として捉え、予算については、内訳に変更が生じても交付総額の変更を伴わないため、事業計画の変更には該当しないと判断している。しかし、第2次募集に伴うスケジュールの変更は、軽微な変更とは言い難いとする。次に、事務費の65.0% (65,222千円)もの増加は、広島市補助金等交付規則第12条第1号「予算を変更しようとするとき」に抵触すると思われる。しかし、広島市は、以下理由から「予算を変更しようとするとき」に該当せず、広島市補助金等交付規則第12条第1号に抵触するとは考えていなかった。

「補助金等交付規則の運用（広島市補助金等交付規則の解釈及び運用）」によると、「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の1割以上の変更をする場合をいうが、本事業の交付申請書において、科目欄（区分）の記載は事業費全体（支出）のみであり、支出に係る内訳として応援金及び事務費が記載されている。

そのため、申請書に記載された科目毎の金額の1割以上を変更する場合には該当せず、広島市補助金等交付規則第12条第1号に抵触するとは考えていない。

この点、「補助金等交付規則の運用」の解釈及び運用は一律に解釈・運用されるべきものでない。あくまで広島市補助金等交付規則を適切に判断するための目安であり、都合のいいように解釈するべきではない。本補助事業のように事業費の支出に応援金（効果）と事務費（費用）の異なる性質が含まれる場合は、それらの合計のみに着目するのではなく、それぞれ分けて考える必要がある。さもなければ、本補助事業のように、事前承認なく事務費を増額修正し、応援金を減額修正するという事態に陥る。

以上のことから、広島市は、交付申請書において応援金及び事務費のような異なる性質の経費を明確に区分して捉える必要がある。また、実行委員会が交付申請時の応援金を事務費に流用する際には、広島市補助金等交付規則に基づき事業計画変更申請書に事業計画書、予算書等を添えて提出させ、計画変更を求めるべきであった。広島市は、適切に監督し、指導すべきである。

【監査の意見1】（視点2）～消費税（仕入税額控除）の取扱いについて

消費税は基本的に、課税売上に係る消費税額（仮受消費税）から課税仕入れ等に係る消費税額（仮払消費税）を控除（仕入税額控除）した金額を納付する。補助金収入は、不課税取引であり、仮受消費税の取り扱いをしない。そのため、消費税を含む補助金の交付を補助事業者が受けた場合でかつ、補助対象者が、補助事業で支出した消費税も含めて仕入税額控除を受けた場合は、その補助金に含まれる消費税分を2重に受領したことになる。したがっ

て、2重受領分は精算するべきである。

本事業の公募要項には消費税についての取り決めは記載されていない。一方で、申請書の経費については税込金額での記載を求めているため、消費税込みの金額が補助支給されている。しかし、2重受領分についての取り決めが公募要項に明記されておらず、精算されていない。今後、広島市として消費税の取扱いの方針を定め、消費税込みの金額を支給する場合、公募要領に消費税の取り決めについて明記し、補助事業者が2重受領している場合は、報告、精算させるべきである。

この点、広島市としては以下の理由から消費税を含めて応援金を支給することについて問題があるとはしていなかった。

本事業は、支給額の算定において補助制度の方式を引用しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大影響下にある中小企業の維持・継続のための応援金という性質のものであり、通常の補助金の取扱いとは異なるため。

しかし、補助金であれ、応援金であれ、必要経費を根拠として支給している限り、消費税の2重受領の問題は生じる。この問題は、税抜金額で応援金を支給する、若しくは消費税の取扱いを明示するなど、事前に回避できた問題である。今後必要経費を根拠として支給する応援金についても消費税の2重受領の問題が生じることを認識の上、補助事業を実施していただきたい。

【監査の意見2】（視点6）～債権管理について

実績報告書未提出や期間外支出などの理由から令和5年6月29日時点の未返還事業者は、6事業者（4,872千円）存在する。令和5年3月31日にA社から実行委員会に業務報告書が提出されている。また、同日、実行委員会から広島市へ事業実施報告書が提出されている。しかし、A社から提出された業務報告書の収支精算書の中で、回収不能金1件について記載があるだけで、その他の未収返還事業者についての記載がない。この点、広島市に確認したところ、回収可能性のある未収債権は、実行委員会に帰属するものとされており、当該未収債権分は、実行委員会から既に広島市に精算（返還）されている債権であるとのことであった。また当該理由により、各報告書にも未収債権について未記載であるとのことであった。しかしながら、これらの未収債権の協議内容及びその顛末についての重要性は低くない。

したがって、未収返還事業者やその未収債権については、適宜その協議記録を残し、報告書には、未収債権一覧や未収債権の状況等を入れるなどし、広島市が適切に把握できるようにすることが望ましい。

【監査の意見3】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。以下表にあるとおり、第

1次募集について、申請数 1846 件の内 872 件採択され、応援金は 744,457 千円支給された。当初予算の 1,100,000 千円（内応援金予算は 1,000,000 千円）に余剰が生じたため、第 2 次募集を実施した。その結果、追加で 1136 件の申請があり 201 件採択され 171,209 千円応援金が支給された。その結果、事務費は当初予算の 100,000 千円から 165,222 千円に増加した。

【補助金実績】

	第 1 次募集	第 2 次募集	合計
申請数（件）	1,846	1,136	2,982
採択数（件）	872	201	1,073
採択率	47.2%	17.7%	36.0%
辞退（件）	34	4	38
応援金支給額（千円）	744,457	171,209	915,666
事務費(※)（千円）	100,000	65,222	165,222
補助金合計（千円）	844,457	236,431	1,080,888

（出典：事業実施報告書をもとに監査人作成）

（※）第 1 次募集の事務費は、当初予算金額を記載し、第 2 次募集は、事務費実績合計とその差額としている。

当初の事務費の予算は、予算 1,100,000 千円の内 100,000 千円（9.1%）が見込まれていた。広島市は、事務費の妥当性について経済産業省等の国の委託事業における一般管理費の取扱いを参考に、事業費の 10%であれば妥当であると判断している。以下は、補助金の内訳とそれらの比率（実績ベース）である。

	第 1 次募集	第 2 次募集	合計
応援金支給額	88.2%	72.4%	84.7%
事務費	11.8%	27.6%	15.3%
補助金合計	100.0%	100.0%	100.0%

第 1 次募集の事務費は、11.8%であったが、第 2 次募集の事務費は、第 2 次募集全体の 27.6%を占めた。全体の事務費は 15.3%（165,222 千円）となり目安の 10%を超過している。この点、広島市は効果検証及び原因分析を実施していない。

したがって、広島市は、当該補助事業について評価する必要がある。また、問題点については、原因分析し、今後の補助事業に役立てていただきたい。

名称	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金
所管	経済観光局産業振興部商業振興課
当初予算／補正予算（内一般財源）	－/660,000 千円（－）
決算	226,116 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

【監査の指摘 1】（視点 6）～補助対象事業の第三者への事務委託について

総論に記載のとおり、補助事業者等が第三者へ包括的に事務委託する場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結した場合に限り、例外的に補助事業等の第三者への事務委託が認められると考える。

本事業については、補助事業者である組合連合会は、事業の企画・立案、会員への案内、実施方法の決定等を行い、補助金交付決定後の、事業運営業務の大部分を B 社に業務委託している。これは、上述の責務や善管注意義務の観点から、内容を明示した業務委託契約を締結した場合に限る例外的な委託と考える。この点、業務委託契約書の委託料は 59,856,758 円（消費税等を除く）と明示されている一方で、委託業務範囲は、「ひろしまえード券事務局運営事務業務」とだけ記載され業務内容が不明瞭である。しかも、同補助金対象のプレミアム付き利用券は、ひろしまえード券及びどこでもえード券の概念があるにもかかわらず、委託業務範囲に、ひろしまえード券の名称のみを使用し、「ひろしまえード券事務局運営事務業務」としており、どこでもえード券についての業務の取扱いについて、客観的に不明である。また、一般的に委託業務内容が明示される仕様書は取り交わされていない。そのため、双方の責任範囲も不明瞭であり、上述の責務や善管注意義務を果たしているとは言い難い。

したがって、組合連合会は、B 社へ委託するにあたり、委託期間と委託料の他に、業務内容についても明示する必要がある。今後、補助事業等の第三者への委託をする必要がある場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を作成すべきであり、広島市はそのように指導・監督すべきである。

【監査の指摘 2】（視点 6）～変更契約書の未締結について

組合連合会から広島市に対して、本事業の参加事業者数が想定を下回ることや周知不足等の理由から、3 度にわたり事業計画及び予算の変更申請が提出されている。3 回の事業計画や予算の変更に伴い、業務委託契約書の内容についても変更が生じているにもかかわらず、契約書は変更されていない。上述の規程の責務や善管注意義務の観点から変更業務委託契約書を締結すべきであり、広島市はそのように指導・監督すべきである。

【監査の指摘 3】（視点 6）～委託契約書における消費税に関する記載の誤りについて

申請書予算計画（申請日：令和 4 年 9 月 29 日）の委託費予算は、60,000 千円（税込み）である一方、組合連合会と B 社の令和 4 年 10 月 1 日付業務委託契約書の委託料は 59,856 千円（税抜き）である。B 社が作成した令和 4 年 9 月 29 日付見積書には、60,000 千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む）と記載されている。そうであるとすれば、業務委託料は 59,856 千円を、税抜きでなく税込みで契約すべきであったと考えられる。ここで問題とすべきは、令和 4 年 9 月 29 日作成の見積書が税抜 54,545 千円（簡便的に 60,000 千円を 1.1 で単純に除した）程度であるにもかかわらず、その 2 日後の令和 4 年 10 月 1 日の業務委託契約書の金額は 59,856 千円（税抜き）となっていること、すなわち書類上は、2 日の間に約 5 百万円が事務費として増額しているという状況が発生していることである。この点、監査人の指摘により、広島市は、組合連合会及び B 社に、契約書の記載誤りであり、税込み金額で契約したと誤認識して見落とししていたことを確認している。この状況は、組合連合会は善管注意義務を果たしているとは言い難く、広島市は監督責任を果たしているとは言えない。したがって、広島市は、補助事業者等に対し今後徹底した指導・監督をすべきである。

【監査の指摘 4】（視点 6）～広告宣伝業務の契約未締結について

当初計画の事務委託費は、60,000 千円計上されている。この内、B 社に対する委託料が 59,856 千円（消費税等を除く）であり、当該業務委託契約の業務範囲に広告宣伝活動等も含まれる。広告宣伝費等については、B 社が民間事業会社（以下「C 社」という。）に 18,022 千円分（令和 4 年 9 月 29 日に B 社作成の見積書）を外注する予定であった。しかし、3 度にわたる計画の変更により、その業務内容及び委託料等変更があるにもかかわらず、契約書等の変更が実施されていない。そのため、客観的に、組合連合会、B 社及び C 社の責任範囲が不明瞭であり、追加の費用負担も不明である。

実際は、広告宣伝活動等は C 社が実施し、組合連合会から C 社に 19,928 千円（令和 4 年 12 月 1 日 17,514,998 円、令和 5 年 2 月 16 日 2,413,345 円）が直接支払われている。この点、広告宣伝活動等の業務についても業務委託契約書は締結されていない。これでは、上述の責務や善管注意義務を果たしているとは言い難い。組合連合会は、上述の責務や善管注意義務の観点から、C 社と広告宣伝活動等の業務について業務委託契約を締結するべきであった。今後、補助事業等の第三者への委託をする必要がある場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を作成するべきであり、広島市はそうのように指導・監督すべきである。

【監査の意見 1】（視点 6）～事務費を含む補助金の予算変更について

補助金交付申請書日付は、令和 4 年 9 月 29 日であり、金額は 60,000 千円（税込み）である。組合連合会と B 社の業務委託契約書の日付は、令和 4 年 10 月 1 日であり、委託料は、

59,856千円（消費税等を除く）と記載されている。外注費であるため、消費税10%を含めると、65,841千円と考えられる。委託料65,841千円（税込み）と予算60,000千円（税込み）の差額5,841千円がこの時点で予算不足となっている。このため、契約した令和4年10月1日に予算変更の要因が生じている。しかし、その時点での変更申請はなく、1度目の変更申請書は、令和4年12月5日に提出された。

広島市補助金等交付規則第12条に以下のとおり規定されている。

（計画変更の承認等）

補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

この、予算変更については、広島市の解釈及び運用は以下のとおりである。

2 「補助事業等に要する予算を変更しようとするとき」の予算とは、補助金等を交付することに決定した具体的な事項に係る予算（補助対象事業費）のみをいい、補助対象外の予算変更は該当しない。

「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の1割以上の変更をする場合をいう。

ただし、予備費充当に係るものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。

また、公益法人等における給与改定等による人件費の増減に係るものも除外するものとする。

（広島市補助金等交付規則の解釈及び運用を一部抜粋、下線は監査人加筆）

この広島市の解釈及び運用によると、申請書に記載された科目毎の金額の1割以上の変更を伴う場合に、変更申請書等を提出し承認を得る必要がある。本補助金は、補助金申請直後に、1割弱の予算不足が生じていると考えられるが、予算への影響が1割未満であるため、広島市は、変更申請書の提出は求めていない。「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）とあるように、地方公共団体は高い費用対効果を求められている。そのため、事務費は、最少に留める努力が必要である。

したがって、事務費を含む補助金について、事務費増額は事前承認を必要とするなど、一律な解釈及び運用をしないことが望ましい。

【監査の意見2】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14

項) とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。

当該補助金の場合、費用とは主として事務委託費である。一方、効果は、同補助金が少しでも多くの消費者に利用され、結果的に少しでも多くの事業者の売上に貢献されることと考える。そのため、事業者数、補助金支給額（プレミアム付き利用券分）及びそれらの関連指標などがKPI（重要業績評価指標）として考えられる。

以下は、ひろしまえード券とどこでもえード券の事業者数の計画と実績である。

内容	ひろしまえード券	どこでもえード券
当初想定事業者数（者）	4,000	4,000
1回目変更後想定事業者数（者）	2,800	2,800
3回目変更後想定事業者数（者）	1,000	1,000
実績事業者数（者）	753	611
当初想定事業者数に対する実績率	18.8%	15.3%
1回目変更後想定事業者数に対する実績率	26.9%	21.8%
3回目変更後想定事業者数に対する実績率	75.3%	61.1%

いずれも当初事業者数を大幅に下回った。以下は、補助金支給額の内、最も重要なプレミアム付き利用券の補助金予算についての、計画と実績である。

内容	ひろしまえード券	どこでもえード券	プレミアム付き利用券
当初予算（プレミアム付き利用券分）（千円）	400,000	200,000	600,000
1回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）（千円）	280,000	140,000	420,000
3回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）（千円）	100,000	50,000	150,000
実績金額（プレミアム付き利用券分）（千円）	109,233	40,026	149,259
当初予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率	27.3%	20.0%	24.9%
1回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率	39.0%	28.6%	35.5%
3回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率	109.2%	80.1%	99.5%

このように、当初予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率及び1回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率についても、いずれも低い。3回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率について改善しているのは、前述のとおり、実績値がおよそ把握できる段階での変更のためである。このように、事務委託料を除く補助金

(プレミアム付き利用券分)の支給額は、当初の計画から大きく乖離した。

一方、当初の事務費の予算は、予算 660,000 千円の内 60,000 千円の 9.1%が見込まれていた。補助金申請書の事業計画には、所用額 660,000 千円の内訳として事務費は、プレミアム額と値引き券利用額合計 600,000 千円の 10%の 60,000 千円と記載もある。広島市は、事務費の妥当性について経済産業省等の国の委託事業における一般管理費の取扱いを参考に、事業費の 10%であれば妥当であると判断している。以下は、補助支給額実績に対する内訳とそれらの比率である。

	プレミアム付き利用券	金額 (千円)	実績割合
実績	ひろしまえーど券	109,233	48.3%
	どこでもえーど券	40,026	17.7%
	事務委託費	76,856	34.0%
	合計	226,115	100.0%

事務費は、当初想定していなかった第2次募集が実施されたことに伴う、追加費用が生じることとなったため、当初予算の 60,000 千円を大きく上回る 76,856 千円となり結果的に補助金全体の 34.0%を占めることとなった。

このように、当初予算 600,000 千円に対するプレミアム付き利用券の実績は 149,259 千円で 24.9%にすぎない一方、事務委託費は当初予算の 60,000 千円を大きく上回り 76,856 千円、128.1%となった。また、事務費が補助金全体の 34.0%を占める結果となった。このような結果は、費用対効果があったのか疑問である。この点、広島市は効果検証及び原因分析を実施していない。

したがって、広島市は、当該補助事業について評価する必要がある。また、問題点については、原因分析し、今後の補助事業に役立てていただきたい。

名称	広島市産業振興センターに対する補助金
所管	経済観光局産業振興部ものづくり支援課
当初予算／予算流用（内一般財源）	144,380千円／14,106千円（144,380千円／14,106千円）
決算	156,182千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

【監査の意見1】（視点2、4）～団体運営補助金について

総論に記載のとおり、団体運営補助金は、透明性に欠け、費用に対する効果検証が困難であるなどといった問題点があるため、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。

本補助金は、同団体の管理運営について広島市が補助するものであるため、団体運営補助金である。本補助金の予算合計158,486千円の内、138,582千円(87.4%)が人件費であり、公益性がある事業と直接関係のない人件費及び退職金が大部分を占め、公益上必要があるか不明瞭である。また、本補助金は、明文化された規則や要綱等の判断基準や規範は存在しないため透明性にも欠ける。更に、本補助金対象者20名分の内、過半数の11名分が広島市OB職員の人件費であり、この状況は、既得権益化しているようにも見える。加えて、団体運営補助金は、最少の経費で最大の効果が挙げられているか（地方自治法第2条第14項）について、効果検証されておらず、現状交付されている同補助金が必要最低限の補助になっているかの判断もできない。この点、同団体は、企業の経営基盤強化、創業等の支援に関する事業などを広島市から受託し、広島市工業技術センターの指定管理についても受託している。したがって、これらの問題点を解決するために、この受託金額及び指定管理料の積算項目に一般管理費を加えることなどし、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。この場合、必要な見直しについては、期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

【監査の意見2】（視点3、4）～同団体の解散阻止のための補助金支給について

本補助金は、実態として同団体の解散阻止のため支給されている側面がある。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項（以下「純資産額規制」という。）は以下のとおり規定している。

一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。
--

つまり、財団法人が、2期連続で純資産額が3,000千円未満となった場合、財団法人は解散することとなる。

同団体の純資産額及び追加補助額の推移は以下のとおり推移している。追加補助は予算流用によるものである。

(単位:千円)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
純資産額	11,218	9,499	6,839	11,561	6,057
追加補助額	14,106	12,902	13,801	6,281	9,421
差額	-2,888	-3,403	-6,962	5,280	-3,364

(出所:決算報告書及び広島市の予算変更資料をもとに監査人作成)

令和4年度は純資産は11,218千円であるが、追加補助14,106千円がなければ純資産額は△2,888千円と考えられる。過去5年間で平成31年を除いては、追加補助がなければ純資産額が3,000千円未満である。

「令和4年度公益財団法人広島市産業振興センター収支予算の補正等について」が、令和4年12月9日に起案され令和5年1月13日に決裁されている。

貼付説明資料の、1財団収支予算の補正(1)変更理由に以下の記載がある。

財団の令和4年度末の正味財産期末残高が300万円を下回る見込みであり、財団の正味財産が2期連続で300万円未満となった場合、財団の解散事由となるため、これを回避するために退職給付引当金等(※)に相当する金額の補助金を交付する。

—省略—

※退職給付引当金

退職給付に備えるため、将来支払われる退職金のうち、当期末において発生している債務を負債として計上する。

(下線は監査人が加筆した。)

これによると、同団体の解散回避のために、本補助金が交付されている。財団法人は、一定規模の財産自体に法人格を付与する制度であり、純資産額規制により一定規模の財産の保持を求めている。同団体には、広島市が50,000千円を出資している。長年にわたり同団体の公益的な目的を果たしてきた一方で、自主財源を確保してこなかったため、赤字体質が継続し、純資産額規制による解散可能性が高まった。前述のとおり、広島市は、同団体の解散回避のために、本補助金を支給している側面もある。同団体の抜本的な改革が実行されない限り、今後も同団体の解散阻止のために補助金が支給されることになりうる。このような理由による補助金の支給は望ましくない。

【監査の意見3】(視点5)～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14

項) とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。同団体は公益性及び必要性があることは理解する。また同団体が様々な効果をもたらしていることも理解する。ただし、限られた資源を効果的に配分するためには、同団体だけでなく、同団体で実施する事業についても効果検証が必須である。監査人としては、上述したとおり団体運営補助金から事業補助金へ移行させることが望ましいと考えているが、その移行期間中においても、団体運営補助金の効果検証は当然に実施するべきと考える。

広島市としては、「予算編成時に事業の効果を踏まえた上で財団の必要性を認識し、補助している。また、同財団においても評議員会等で効果は検証されており、毎年度同財団についての主観的・客観的な評価を既に行っている。」として効果検証は実施しているとしている。この点、団体運営補助金について、費用対効果についての検証資料を求めたところ、同団体で実施している個別事業の効果検証資料について提供されたものの、団体運営補助金についての資料提供はなかった。もっとも、団体運営補助金は、補助対象者 20 名分の内、過半数の 11 名分が広島市 OB 職員の人件費であることや、実態として同団体解散阻止のために補助金支給されている側面があるなど、客観的に不透明な補助金支給に見える。したがって、団体運営補助金について、費用に対して十分な効果があることを明示できるよう充実した効果検証が求められる。

06-6-1

名称	広島駅総合案内所の運営に係る負担金
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	43,530 千円（43,530 千円）
決算	34,531 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等	広島駅総合案内所の整備に関する基本協定書 広島駅総合案内所の運営に関する協定書

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第 2 条第 14 項)。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求され、効果測定が不可欠となる。

当該負担金において観光案内業務の効果測定については、国籍や用件別の案内者数の把握及び過去の案内者数との比較にとどまっており、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

広島市で掲げる広島広域都市圏発展ビジョンの観光に係る施策に「広島駅総合案内所の

運営」が含まれており、その施策の重要業績評価指標（KPI）として、入込観光客数の目標値が定められており、この目標値の達成に寄与するためにも、PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能するかたちで一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

06-6-3

名称	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業に係る補助金
所管	経済観光局観光政策部
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	－／110,000 千円（－）
決算	109,410 千円
補助等団体数（実績）件数	17 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点6）～文書收受の取扱いについて

本補助金は、公募により募集期間に期限を定め（令和4年4月28日必着）公募を行い採択17件、不採択13件の結果となった。

夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金交付要綱第7条によれば「補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、期日までに市長に提出しなければならない。(1) 補助事業申請書・・・」とされ、交付申請書等の文書の收受については、広島市文書取扱規程（以下「本規程」という。）及び文書事務の手引（以下「本手引」という。）に定められているところ、応募者からの申請書全てにおいて、收受印を確認することができず、受付日時を記録した受信簿等も確認することができなかった。

したがって、上記取扱いは、本規程第2章、本手引に違反する。

特に、本補助金は、不採択が出ていることから、公平性の観点からも検証可能な形で收受印の押印等により到達時期を明らかにするべきである。

以上より、今後は、交付申請書等の文書の收受にあたっては、本規程及び本手引に則った運用をするべきである。

名称	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（事務局の管理運営等）
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	66,668千円（66,668千円）
決算	65,079千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点2,4）～団体運営補助金について

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「CB」という。）に対する令和4年度の管理運営補助金は、会議費、管理事務費及び企画総務部の人件費に対して交付されており、図3のとおり、管理運営補助金は65,079千円であり、そのうち企画総務部全体の人件費は49,971千円が充てられ（ただし、退職手当を除く）、そのうち、MICE事業にかかる人件費は13,753千円、観光振興事業にかかる人件費は14,001千円、管理運営に係る人件費は22,217千円となっており、団体運営補助金にあたる。

総論で述べたとおり、法人や団体の運営費については、本来、会費や収益事業となる自主事業の売上などの自主財源で賄うべきものである。CBは会費収入があることから、当該団体の財政状況等に応じて必要最小限の管理運営補助等の財政支援を行うことが望ましい。

そして、管理運営補助にあたっては、MICE事業、観光振興事業補助につき規則や要綱等を定めたいえ、当該事業に係る管理運営費を補助対象事業ごとに計上して交付申請するなど、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを行うことが望ましい。

これに対しては、管理運営補助金のうち、企画総務部の人件費をコンベンション振興事業、観光事業及び管理運営それぞれに按分しているので問題ないとの意見も考えられるところである。

しかしながら、当該補助対象事業に含まれない経費を計上することは、補助金等の交付にあたり透明性を欠く。また、図2のとおり、企画総務部の分掌事務によれば、業務委託に伴う会計、経理、予算、及び決算や賛助会員サービスに関するものも含まれることから、企画総務部の人件費は、委託事業やその他事業にも計上することが望ましい。当該補助金の交付については、当該団体の財政状況等によっては、廃止または減額が可能になるとともに、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることで当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確になり、委託料や事業補助金につき、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）ことも達成できる。

06-7-1

名称	広島市農林水産振興センターに対する補助金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算／予算流用（内一般財源）	63,097 千円／5,538 千円（63,097 千円／5,538 千円）
決算	68,635 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	－

【監査の意見 1】（視点 2、4）～団体運営補助金について

総論に記載のとおり、団体運営補助金は、透明性に欠け、費用に対する効果検証が困難であるなどといった問題点があるため、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。

本補助金は、広島市が同団体の管理事務に対し補助する補助金であるため、団体運営補助金である。同補助金は、予算合計 68,635 千円の内、人件費が 60,514 千円（88.2%）であり、公益性がある事業と直接関係のない人件費及び退職金が大部分を占め、公益上必要があるか不明瞭である。また、本補助金は、明文化された規則や要綱等の判断基準や規範は存在しないため透明性にも欠ける。更に、本補助金対象者 8 名の内、4 名が広島市 OB 職員であり、既得権益化しているようにも見える。加えて、本補助金は、最少の経費で最大の効果が挙げられているか（地方自治法第 2 条第 14 項）について、効果検証されておらず、現状交付されている本補助金が必要最低限の補助になっているかの判断もできない。この点、同団体は、広島市からの様々な事業を受託している。したがって、これらの問題点を解決するために、この受託金額の積算項目に一般管理費を加えることなどし、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。この場合、必要な見直しについては、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 3、4）～同団体の解散阻止のための補助金支給について

同補助金は、実態として同団体の解散阻止のために支給されている側面がある。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 2 項（以下「純資産額規制」という。）は以下のとおり規定している。

一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

つまり、財団法人が、2 期連続で純資産額が 3,000 千円未満となった場合、財団法人は解散することとなる。

同団体の純資産額の推移は以下のとおり推移している。

(単位：千円)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
純資産額	14,796	4,054	6,306	3,214	7,594

(出所：決算報告書及び広島市の予算変更資料をもとに監査人作成)

同団体に往査し資料の閲覧及び質問を実施した。その際に以下の資料を入手した。

「当センターにおける純資産額 300 万円の保持について」令和4年2月15日付の事務局作成資料である。

以下に資料の一部を抜粋した。

<p>1 純資産額の保持に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第202条により、財団法人が2期連続して純資産額が300万円未満となった場合、強制解散する事態が生じてしまう。</p> <p>—省略—</p> <p>(2) このため、広島市の他の財団においては、平成22年度以降、基本財産の他に美術品や不動産の現物出資をうけるなどして純資産額300万円以上を保持できるようにしている(以下「純資産額の保持」という。)</p> <p>基本財産の額が少ない当センターと産業振興センターでは、純資産額の保持が困難な見込みが生じた場合は、広島市から「特定資産として保有し退職金支出に充当すること」と用途を制限された追加補助を受けることで純資産額の保持を行っている。</p> <p>(3) 当センターにおいては、平成30年度までは純資産額の保持を行うことができたが、職員の昇給や採用等により、退職給付引当金等の見かけ上の負債の額が年々積み上がり、基本財産等の資産の額を上回る状況に達したため、平成31年度末において純資産額が300万円未満となる見込みとなり、同年度に初めて追加補助182万8千円を受け、今年度に至るまで純資産額の保持を行っている。</p>

長年にわたり同団体の公益的な目的を果たしてきた一方で、自主財源を確保してこなかったため、赤字体質が継続し、3,000千円の純資産額規制に抵触する可能性が高まっている。上記抜粋にあるとおり、平成31年度末に追加補助1,828千円を受けたことにより純資産額3,000千円を保持(純資産額3,214千円)できている。

財団法人は、一定規模の財産自体に法人格を付与する制度であり、純資産額規制により一定規模の財産の保持を求めている。同団体は、補助金を前提としなければ純資産を保持が困難な状況である。今後も同団体の解散阻止のために補助金が支給されることになりうる。このような理由による補助金の支給は望ましくない。

【監査の意見3】(視点5)～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14

項) とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。同団体は公益性及び必要性があることは理解する。また同団体が様々な効果をもたらしていることも理解する。ただし、限られた資源を効果的に配分するためには、同団体だけでなく、同団体で実施する事業についても効果検証が必須である。監査人としては、上述したとおり団体運営補助金から事業補助金へ移行させることが望ましいと考えているが、その移行期間中においても、団体運営補助金の効果検証は当然に実施するべきと考える。

広島市としては、「予算編成時に事業の効果を踏まえた上で財団の必要性を認識し、補助している。また、同財団においても評議員会等で効果は検証されており、毎年度同財団についての主観的・客観的な評価を既に行っている。」として効果検証は実施しているとしている。これに対し、団体運営補助金について、費用対効果についての検証資料を求めたが、効果検証は未実施であり、資料提供はなかった。もっとも、団体運営補助金は、4名分の広島市OB職員の人件費であることや、実態として同団体解散阻止のために補助金支給されている側面があるなど、客観的に不透明な補助金支給に見える。したがって、同団体運営補助金について、費用に対して十分な効果があることを明示できるよう充実した効果検証が求められる。

06-7-2

名称	広島市農業振興協議会に対する補助金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算／補正予算（内一般財源）	4,059千円／150,000千円(154,059千円)
決算	134,853千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市農業振興協議会規約

【監査の意見1】（視点4、5）～異なる補助金に対する同一の申請書及び報告書について

当初予算 4,059 千円の補助金は、同協議会の団体運営補助金である。一方、補正予算 150,000 千円について、これは農業経営継続緊急対策事業に対する事業補助金である。これらは、別の補助金であり、予算規模も大きく異なるが、補助金申請書及び事業実施報告書は、同一のものが利用されている。補正予算 150,000 千円の農業経営継続緊急対策事業に対する補助金を申請する際、当初補助金の申請書を修正した修正申告書が提出され、広島市はそれを承認している。しかし、これでは、各々の補助事業についての効果検証が困難であり評価も難しい。したがって、適切な効果検証や事業評価を実施するために、これらの補助金の申請書及び報告書は分けることが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 4、5）～事業計画書及び事業実施報告書の記載内容について

当初予算 4,059 千円の補助金は、同協議会の団体運営補助金について、事業計画及び事業実施報告書に定量的な目標や実績が記載されていない。また、具体的な記載もない。以下に、事業契約書と事業実施報告書の一部を示した。

【事業計画書】

5 事業内容

(1) 生産振興対策

各農事研究会の活動により、有望品種導入のための比較品種栽培、抵抗性品種の試作を行うなど、生産技術・品質向上を図る。

(2) 流通改善対策

各農事研究会の活動により、直売所向け品種の試食会を行うなど、消費者ニーズを意識した取り組みを図ることにより、流通改善を図る。

-中略-

6 事業の実施効果

新しい特産品の開発や流通改善、産品 PR イベントへの参加など市域内の農業振興対策、応援金の支給を実施することにより、生産農家の意識高揚および農業経営の強化・継続が図られる。

(出所：事業計画書から一部抜粋)

【事業実施報告書】

5 事業内容

(1) 生産振興対策

各農事研究会の活動により、有望品種導入のための比較品種栽培、抵抗性品種の試作を行うなど、生産技術・品質向上を図った。

(2) 流通改善対策

各農事研究会の活動により、直売所向け品種の試食会を行うなど、消費者ニーズを意識した取り組みを図ることにより、流通改善を図った。

-中略-

6 事業の実施効果

新しい特産品の開発や流通改善、産品 PR イベントへの参加など市域内の農業振興対策、応援金の支給を実施することにより、生産農家の意識高揚および農業経営の強化・継続が図られた。

(出所：事業実施報告書から一部抜粋)

例えば、5 事業内容(1)にある試作や(2)試食会などは、目標回数、実績回数及び所要金額などを記載することが出来るが記載されていない。その他も、抽象的であり具体性に欠ける。これでは、本補助金の効果検証をすることが困難である。したがって、事業計画及び事業実施報告書に定量的データも含めて具体的に記載を求めることが望ましい。

【監査の意見 3】(視点 3) ～業務委託金額について

当該補助金の運営委託業務の金額 10,000 千円は広島市が積み上げにより計算している。相談・受付等業務に必要な7名分の人件費7,800 千円程度と切手代・封筒代等の諸経費2,200 千円である。当初は、想定農家数が1,008 者であり250,000 千円が予算化された。内訳は、応援金240,000 千円と事務費10,000 千円である。しかし、応援金の申請者数が、600 農家弱に留まったため、変更申請書が提出され下方修正され、140,000 千円となった。内訳は、応援金140,000 千円と事務費10,000 千円である。このように、申請者数の減少に伴い、応援金の予算は下方修正されているが、事務費については、10,000 千円のまま変更ない。本来は申請者数が想定を下回るため、事務費も減少すると考えられる。しかしながら、広島市農業振興協議会は、業務委託料について総価契約しているため、委託料については変更されなかった。したがって、申請時の不確定要素により変動する事務費については、単価契約を導入するか、変更契約書を締結することが望ましい。

06-7-3

名称	中山間地域等直接支払交付金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算（内一般財源）	48,000 千円（12,600 千円）
決算	45,077 千円
補助等団体数（実績）件数	32 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号） 広島市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

【監査の意見】(視点 4、5) ～交付申請書及び事業実施報告書の記載内容並びに効果検証について

サンプルで入手した集落と締結している協定書に取り組み事項が以下の内容で記載（チェック形式）されている。

- | |
|---|
| <p>第 5 農業生産活動等として取り組むべき事項</p> <p>1 農用地に関する事項の具体的に取り組む行為</p> |
|---|

- ④ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
- ⑤ 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
- 2 水路・農道等の管理方法について
 - 水路：水路清掃及び草刈り
 - 農道：草刈り
- 3 多面的機能を増進する活動
 - ① 農地と一体となった周辺林地の草刈り等を行う（対象面積 150 ㎡）。

しかし、令和 4 年度中間地域等直接支払交付金交付申請書には、取組み事項の詳細は記載されておらず、同集落の事業実施報告書には、前述の 3 多面的機能を増進する活動としてのみ写真を付した報告が実施されているが、その他協定書の取組み事項についての報告はされていない。そのため、当該補助事業の効果検証が困難な状況であるし、客観的に活動実態も不明である。したがって、交付申請書及び事業実施報告書には、具体的な活動内容及びその記録を記載することを徹底して指導し、効果検証する必要がある。

07-1-1

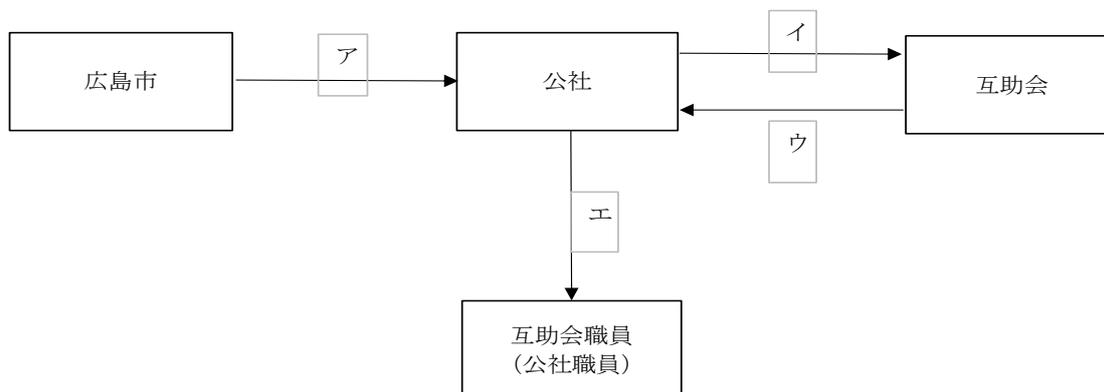
名称	広島市都市整備公社に対する補助金(事務局の管理運営等)
所管	都市整備局都市整備調整課
当初予算(内一般財源)	264,949 千円(264,949 千円)
決算	279,844 千円
補助等団体数(実績)件数	1 件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	—

補助金を充てる内容は、

- i) 公社が行う公社事務の総合調整に関する事業の経費(事務局経費等)
- ii) 広島市関係団体の監査補助経費
- iii) 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費

である。

iii) の補助金の動きは以下の図のとおりになっている。



- ア 広島市が公社へ広島市補助金を支払う
- イ 公社が互助会へ人件費補助を支払う
- ウ 互助会が公社へ人件費負担金を支払う
- エ 公社が互助会職員（公社職員）へ人件費を支払う

【監査の指摘 1】（視点 1）～公益性について

地方自治法は、普通地方公共団体が補助金を支出することができるのは公益上必要がある場合にに限られると定めている（地方自治法第 232 条の 2）。広島市補助金等交付規則においても、補助金は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付すると定められている（広島市補助金等交付規則第 2 条）。そして、地方自治法第 232 条の 2 及び広島市補助金等交付規則第 2 条で規定されている「公益」とは社会一般の利益、公共の利益を意味する。

ここで、公社に対する補助金のうち、iii) 運営補助経費を受領している互助会は、令和 4 年 1 月 1 日時点で、その加入団体は 17 団体、会員数は 2,173 人である。このことから、iii) 互助会の運営補助経費とは加入団体に所属する 2,173 人の福利厚生を図る団体の運営補助経費といえる。特定の団体に所属する 2,173 人のみの福利厚生を図る事務又は事業が、社会一般の利益、公共の利益を図るために必要があると認める事務又は事業であるとは到底認めがたい。

したがって、公社に対する補助金のうち互助会の運営補助経費は地方自治法第 232 条の 2 及び広島市補助金等交付規則第 2 条に抵触する可能性があることから、当該補助金の支出における公益上の必要性について再考されたい。

【監査の指摘 2】（視点 3、6）～間接補助について

iii) 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費は、上記図のとおり、広島市から公社へ補助金として支払われた後に、公社から互助会へ人件費補助として支払われている。

この点、公社が互助会へ人件費補助として給付金を交付する際、公社は互助会から相当の

反対給付（補助金等適正化法第2条第4項第1号）を受けてはいない。このことから、公社から互助会へ交付される給付金は「間接補助金」に該当する（補助金等適正化法第2条第4項第1号参照）。

しかし、当該間接補助金は、上記のとおり公益上の必要性が認めがたく、広島市が互助会へ直接補助金を交付できないものである。

したがって、公社から互助会へ交付される給付金は、広島市補助金等交付規則の趣旨を潜脱する点で認められない。

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について

公社には令和4年度決算時において、279,844千円が補助金として交付されている。この補助金の対象には、上記のとおり、i) 事務局経費等及びiii) 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費が含まれている。i) の内容は役員及び事務局職員の人件費等並びにプロパー社員の退職給付費用であり（令和4年度補助事業等実施報告書）、iii) の内容は互助会職員人件費である。このように、上記補助金には人件費が含まれていることから、団体の運営を支援するために交付する補助金である団体運営補助金に該当する。

しかしながら、団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

この点、公社は、広島市から8つの事業を受託すると共に、自主事業として11の事業を行っている。したがって、i) 事務局経費等として必要な費用については、受託事業における受託料及び自主事業における収益から支出するなどの対応することが望ましい。

iii) 互助会の人件費に必要な費用については、互助会が会員から「互助会の事業に要する経費に充てるため」掛金を徴収し（広島市公益法人等職員互助会会則第21条）、また公益法人等からは「互助会の運営に必要な経費」の助成を受けていることから（同会則21条の8）、互助会から支出すべきである。

07-2-1

名称	金輪島航路事業に係る補助金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	14,018千円（14,018千円）
決算	14,018千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市金輪島航路事業費補助金交付要綱

【監査の意見】（視点 6）～暴力団排除条項の創設の検討について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成 22 年広島県条例第 37 号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

広島市金輪島航路事業費補助金交付要綱には暴力団排除条項の規定は存在しない。

この点につき、広島市は「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針」を踏まえると暴力団排除条項の創設は不要と考えられると説明する。確かに上記内容に異論はないものの、上記内容は補助金交付時には認識されておらず、ゆえに検討されていなかった事実である。したがって、暴力団排除条項の創設の要否については補助金交付時までには検討することが望ましい。

07-2-3

名称	清港会事業に係る負担金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	7,230 千円（7,230 千円）
決算	7,229 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	一般社団法人広島県清港会に対する補助金に関する覚書

【監査の意見 1】（視点 2、4）～団体運営補助金について

補助金は清港会広島支部の事業費に充てるため広島県から交付されており、広島市は県が交付する金額の 3 分の 1 を負担金として県に支出している（一般社団法人広島県清港会に対する補助金に関する覚書第 2 条）。

県が清港会広島支部へ交付した補助金は、清港会広島支部の事業費に充てられているところ、事業費には燃料費及び船舶修繕費等に加え、役員報酬や給料手当等の人件費が含まれている（令和 4 年度決算正味財産増減計算書）。このことから、上記補助金は公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金である団体運営補助金に該当する。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを期限を設定（3 年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。もっとも、清港会広島支部は営利を目的とする団体でなく、会費のみで事業費に含まれる人件費を全額支出することは困難と考えられるため、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応する等広島県と協力のうえ工夫していくことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 6）～暴力団排除条項の創設について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成 22 年広島県条例第 37 号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

もともと、清港会への補助金交付に際し、補助申請者が暴力団に該当するときには補助金を交付しない旨を補助金交付要綱内で明示しておくなど、上記条例の趣旨・目的に沿った十分な対応がされているとは言い難い。

そこで、上記条例の趣旨・目的を達成できるよう、広島県と協力のうえ工夫していくことが望ましい。

07-2-4

名称	三高～宇品航路事業に係る補助金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	17,330 千円（8,665 千円）
決算	14,815 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱 広島市三高～宇品航路事業費補助金交付要綱 広島県生活航路維持確保対策事業補助金に係る市町負担額の負担割合に関する覚書

【監査の意見】（視点 6）～暴力団排除条項の創設の検討について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成 22 年広島県条例第 37 号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱、広島市三高～宇品航路事業費補助金交付要綱及び広島県生活航路維持確保対策事業補助金に係る市町負担額の負担割合に関する覚書には暴力団排除条項の規定は存在しない。

この点について、広島市は、「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針」を踏まえると暴力団排除条項の創設は不要と考えられる、と説明する。

確かに上記内容に異論は無いものの、上記内容は補助金交付時には認識されておらず、ゆえに検討されていなかった事実である。したがって、暴力団排除条項の創設の要否については補助金交付時までには検討することが望ましい。

07-3-1

名称	広島駅周辺地区のまちづくりの推進に係る補助金
所管	都市整備局都市機能調整部
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	66,700千円／23,300千円（22,600千円）
決算	23,300千円（前年度繰越予算分）
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島駅周辺地区歩行空間整備費補助金交付要綱

【監査の指摘】（視点2）～消費税の仕入控除税額に係る処理について

補助金の交付をうける際に、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税等相当額の割合で按分して得た金額）がある場合には、これを減額して申請しなければならない旨定めた規程（広島市民間建築物耐震改修・建替え等補助金交付要綱第6条第3項等）及び消費税相当額の確定に伴う補助金の返還規程（広島市民間建築物耐震改修・建替え等補助金交付要綱第17条等）に相応する規程が無いことから、消費税相当額が二重取りとなる危険がある。

この点、国が交付する補助金については、補助金交付決定通知書において、補助金に係る消費税仕入控除税額の処理が交付決定の条件として規定されている。

しかしながら、広島市が交付する補助金については、補助金に係る消費税仕入控除税額の処理は交付決定の条件として規定されていない。

そこで、広島市が交付する補助金についても、国と同様の交付条件を規定するか、広島駅周辺地区歩行空間整備費補助金交付要綱に消費税仕入控除税額にかかる処理に関する規定を追加すべきである。

07-3-2

名称	基町相生通地区市街地再開発事業に係る補助金
所管	都市整備局都市機能調整部
当初予算（内一般財源）	221,500千円（31,850千円）
決算	9,134千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市市街地再開発事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点 6）～暴力団排除条項の創設について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成 22 年広島県条例第 37 号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

そこで、上記条例の趣旨・目的を鑑み、補助申請者が暴力団に該当するときには補助金を交付しない旨を「広島市市街地再開発事業補助金交付要綱」内で明示しておくことが望ましい。

07-4-1

名称	広島市みどり生きもの協会に対する補助金
所管	都市整備局緑化推進部緑政課
当初予算（内一般財源）	87,337 千円（87,337 千円）
決算	89,227 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見 1】（視点 3）～協会本部管理運営費に関する補助金について

協会の事業は、公益目的事業として緑のまちづくり事業、動物公園事業、植物公園事業及び昆虫館事業を、収益事業として動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園で売店・食堂等の運営及び物品の貸出しなど並びにその他の事業として公園・公園施設の管理運営である。

これらの事業の主体である動物公園、植物公園、昆虫館及び経営企画課は広島市が協会を指定管理者として指定していることから、協会は委託事業として動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園の管理を行っている。

そのため、協会組織図のうち「安佐動物公園」及び「植物公園」は全て委託事業であり、「緑化管理部」のうち「昆虫館」も委託事業であるが、委託事業ではない協会の事業は「経営企画課」の業務のうち中央公園の管理を除くもののみとなる。

「経営企画課」は管理係及び会計係で構成されるところ、管理係の主な業務は中央公園の管理のほか、人事・給与関係事務及び広島市への業務実施報告書のとりまとめであり、会計係の主な業務は事業計画・予算書のとりまとめ及び作成、事業報告・決算書のとりまとめ及び作成、消費税及び法人税の計算及び申告書の作成、現金・物品出納簿の管理、入札・契約事務並びに会計システム等の更新事務である。

中央公園の管理を除く経営企画課の業務は、委託事業である動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園に付随する業務であり、自主事業ではない。このことから、経営管理課の位置

づけは、上記委託事業のサポートを行う部門といえる。

したがって、経営企画課に要する給料等、通勤手当及び物件費の一部はサポートを受けている委託事業から支出されるべきであり、広島市が協会運営等補助金（協会本部管理運営）を支出する必要性は希薄である。

【監査の意見 2】（視点 6）～協会運営等補助金の精算内訳のうち「退職共済掛金」について

協会運営等補助金の精算内訳に「退職共済掛金」がある。これは、協会の職員が退職する際に支払われる退職金の原資とするため、毎月、協会負担で納付しているものである。そして、退職共済掛金の対象となっている協会職員 15 名のうち 14 名は、広島市が指定管理者としている動物公園に所属する職員である。

この点、協会は、動物公園に勤務する職員の人件費（給料、社会保険料など）については、動物公園の管理運営に必要な経費として指定管理料を充当しているが、退職共済掛金は協会が雇用した職員の退職手当に充当するものであり、動物公園の管理運営に直接の関連性はないことから、指定管理料は充当しておらず、協会の財源から負担していたものの、その協会の財源不足からやむを得ず市からの補助金を充当したと説明する。

もっとも、上記理由により、補助金を漫然と退職共済掛金に対して支出することが正当化されることにはならない。

したがって、退職共済掛金に対して補助金を支出することについて、慣例的に支出することなく、常に必要性及び妥当性を検討する必要がある。

08-1-1

名称	広島市公共交通事業者等支援事業に係る補助金
所管	道路交通局道路交通企画課
当初予算／補正予算（内一般財源）	－／1,222,158 千円（－）
決算	721,271 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

【監査の指摘】（視点 6）～補助金交付における責務について

支援金の申請件数は見込件数の 75%、申請金額は見込金額の 57%と見込みを大幅に下回っていたため、事務費への影響について業務委託契約書に添付された見積書（以下「見積書」という。）と補助事業等実績報告書に添付された決算書（以下「決算書」という。）との比較検討を行った。当初見込まれていたコールセンター業務・書類審査業務・データ管理業務などの事務局サポート費用は減少していたが、事務局運営費用が増加していた。

(次表参照)

見積書と決算書の比較表

(単位：千円)

使途	見積書	決算書	差引決算増加額
事務局統括責任者	512	512	0
事務局運営管理者	1,024	1,638	614
事務局運営担当者	4,466	5,808	1,342
事務局運営副担当者	2,639	3,161	522
事務局運営副担当者	当初なし	1,177	1,177
事務局運営副担当者	当初なし	893	893
事務局運営副担当者	当初なし	812	812
事務局運営副担当者	当初なし	812	812
事務局運営費小計	8,641	14,813	6,172
事務局サポート運営者	15,120	10,633	-4,487
各種管理運営業務計	23,761	25,446	1,685
事務局費用計	9,570	7,218	-2,352
広報経費計	4,200	4,637	437
その他計	10,320	9,339	-981
事務費合計	47,851	46,640	-1,211

(監査人作成)

事務費合計は、1,211千円減少しているものの、支援金の申請件数が見込件数の75%、申請金額が見込金額の57%と見込みを大幅に下回った状況において、事務局運営費については、当初見積額から約1.7倍の6,172千円増加しており、また、事務局運営業務の体制も当初運営副担当者が1名であったが、最終的には5名が携わるなど増員されていたが、このような変更事項について、事務局運営業務の受託者から実行委員会や広島市に報告した記録はなく、事務局運営費について実行委員会や広島市が事実確認等を行った記録もない。

広島市補助金等交付規則第3条第1項において、市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとある。しかしながら、当該事務局運営費の増額増員について状況確認をしないことは、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めていないといえるため、事務局運営費の増額増員について状況確認を行うべきである。

また、昨今の新聞報道等によるとコロナワクチン等に関する業務委託契約において、過大請求されていることが、問題となっていることから、このような内容変更について、確認する必要性は高いと言える。

09-1-1

名称	広島市都市整備公社に対する補助金（総合防災センター）
所管	消防局予防部予防課
当初予算（内一般財源）	22,390千円（22,390千円）
決算	21,706千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

※防災部における各事業別の人件費割振りは次表のとおりである。

令和4年度防災部組織図（人件費割振表）

（単位：人）

役職（所属課）	受託事業	公益事業	収益事業	計
課長（指導第一）	－	1	－	1
主査（指導第一）	1	－	－	1
主事（指導第一）	－	2	－	2
嘱託（指導第一）	1	－	－	1
臨時（指導第一）	－	1	－	1
（指導第一）小計	2	4	0	6
課長（指導第二）	－	1	－	1
課長補佐（指導第二）	1	－	－	1
主事（指導第二）	2	1	1	4
嘱託（指導第二）	2	－	3	5
（指導第二）小計	5	2	4	11
合計	7	6	4	17

（監査人作成）

※指導第一課は、庶務担当であり、指導第二課は、研修講師等実務担当である。

【監査の指摘】（視点4）～補助対象事業と受託事業の区分について

広島市からの補助金等は、「市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」（広島市補助金等交付規則第2条）とあるように「その施行に必要な経費」に対し補助金等が交付されることとなっている。

補助金の対象となっている防災センターの公益事業の支出について確認すると、上記「令和4年度防災部組織図（人件費割振表）」のとおり、防災部全体を管理運営する庶務担当（指導第一課）6名のうち4名（課長含む）分の人件費が公益事業から支出されるなど、受託事

業、公益事業、収益事業の業務量に応じて、財源を按分できていない。かかる取扱いは、受託事業、公益事業、収益事業において各職員業務分担に応じた財源の按分がなされないまま補助金申請・交付している点で、「その施行に必要な経費」に対し補助金等を交付しているとはいえない。

したがって、補助金に占める人件費については、職員個々の担当業務に応じて適切に按分すべきである。

10-1-1

名称	政務活動費
所管	議会事務局総務課
当初予算（内一般財源）	222,752千円（222,752千円）
決算	181,341千円
補助等団体数（実績）件数	9件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例 広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

【監査の意見1】（視点4）～按分基準に関する取扱いについて

事務所の家賃・水道光熱費、ホームページ保守・管理料等、サーバー使用料について、政務活動費をその全額に充てているものと一部に充てているもの（按分しているもの）があった。

上記については、1/2で按分した金額を申請しているケースが大半であったが、一部に全額を申請しているものがあった。広島市議会においては、政務活動費の具体的な取扱基準として、広島市議会政務活動費運用マニュアル（平成19年6月21日施行、以下「マニュアル」という。）を作成している。このマニュアルの3ページを以下に掲載した。

(2) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の政務活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付されるものであり、実費弁償が原則です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法や、旅費の宿泊料や日当を広島市職員等の旅費に関する条例に準拠した定額方式を用いる場合は、この限りではありません。

(3) 按分の取扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、選挙活動、政党活動など様々な面を持っており、その境界が必ずしも明確に区別できるとは限りません。また、自宅に事務所を設置している場合の光熱水費など、政務活動費として支出すべき実額の把握が困難な場合もあります。

こうした場合には、使用する量、面積及び時間などの実績又は実情を考慮した合理的な按分による算定方法により、政務活動費として支出する額を確定するものとします。

※専ら政務活動に資する場合には、按分による算定方法の適用はありません。

広島市議会では、マニュアルにもあるとおり、政務活動費は実費弁償が原則であるため、政務活動以外の活動にも資する場合には、按分することにより政務活動費として支出する額を決定するが、専ら政務活動に資する場合には、按分する必要はない取扱いとしている。

事務所の家賃・光熱水費、ホームページ保守・管理料等、サーバー使用料のうち、政務活動費をその全額に充てているものについて確認したところ、ホームページ上の一部に議員のプロフィールやモットー、後援会に関する記載があるように見受けられた。

そこで、事務所の家賃等やホームページ保守管理料等の全額を政務活動費に計上している根拠となる書類の提出を求めたが、議会事務局総務課からは「政務活動費の支出が政務活動に適合しているかどうかは、基本的には会派の自主的な判断に委ねられている。このため、帳簿や証拠書類は会派が保管し、執行機関である市長、議会を代表する議長のいずれも提出を受けるようになっていない。これは、政務活動費は地方議会の審議能力を強化し、議会の活動を活性化するため、調査活動基盤の充実を図る観点から、地方自治法上制度化されたものであり、その趣旨を踏まえると政務活動費には議員が住民の負託に応えるために行う市政に関する適正な調査・活動が、政治的立場や思想・信条によって制約を受けることなく、幅広く自由になされることを支援することが要請されているためである。最高裁の判決においても、『執行機関に対して具体的な活動の内容等を提出することになっていないのは、政務活動費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとす

るところにある』とされており、根拠（証拠）となる書類の提出を求めることは民主主義を旨とする地方自治制度を損なうことになりかねないことから会派から提出は受けていないし、提出を受ける取扱いとすべきではない。」とのことであった。

たしかに、地方自治法の制度及び最高裁平成 21 年 12 月 17 日第一小法廷判決（以下「本最高裁判決」という。）の判示は所管課から説明があったとおりであり、広島市においても、政務活動費の支出の決定は会派の代表者が行うこととされ（広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第 10 条第 1 項第 1 号）、会派の自主性、自律性を前提とするものである。しかしながら、政務活動費の交付を受けた会派は、収入支出伝票、領収証書等政務活動費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を条例第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならず（同規則第 10 条第 2 項）、マニュアルにも以下の記載がある（下線は監査人加筆）。

ア 政務活動との適合性

支出が政務活動に適合しているかについては、基本的には、会派の自主的な判断に委ねられています。

政務活動費の支出の使途の適合性が問題になった場合には、会派において帳簿又は証拠書類を提出して、その具体的使途を明らかにする必要があります（合理的な説明ができない場合、違法支出と認められます）。

イ 保管が必要な資料

支出が政務活動に適合していることを証明するため、条例施行規則で定める収入支出伝票、領収書等の証拠書類及び経理簿はもちろんのこと、請求書、契約書、視察調査や研修会の際の資料、次ページのオに規定する資料など政務活動費の具体的使途を明らかにできるものを会派において保管しておく必要があります。

本件ホームページ保守管理料等のように、その支出の使途の適合性について疑問が生じた場合は、本最高裁判決も議員の任意の回答までも否定するものではないから、その疑義を解明する限りで、会派から任意に帳簿又は証拠資料の提出を受けることが望ましい。また、会派の代表者が議会の議長に提出する際（同条例第 9 条第 1 項）、会派にて「専ら政務活動に資する場合」と判断し支出した根拠となる疎明資料（具体的な内容が記載されているものではなく、例えば、会派の代表者が支出を決定するにあたり、政務活動費を全額充てることについて確認していることを記載したもの）をあらかじめ添付するだけであれば、政務活動の具体的な目的や内容等を記載したものではなく、また証明資料でもないことから地方自治法の趣旨を損なうことにはなりえず、本最高裁判決に照らしても問題ないと考えられるため、今後はそのような運用を採用することが望ましい。会派は政務活動費の支出にあたりその適合性を判断していることから、この運用を採用しても過度の負担とならないし、むしろ後日証拠書類の提出を求められるよりも簡便であり、また使途の適合性が明確になる結果、透明性も図られるメリットもあると考える。

【監査の意見 2】（視点 4）～計算根拠の補記について

給与に係る領収書について業務内容、人件費の計算根拠の記載がないものがあった。

マニュアルの P6 には、領収書に記載が必要な事項に関して記述が有り、「給与・報酬については、業務内容、人件費の計算根拠の補記が必要」とある。給与の領収書について金額と受領者の氏名・住所等のみのものが散見される。少なくとも業務内容、月額定額なのか時給であれば、時給と時間数を補記することが望ましい。特に給与については、毎月一定の金額の支給となり、個人への支払いであることから架空人件費計上の可能性を排除できない。マニュアル記載のとおり業務内容と計算根拠の補記により適正な金額かどうか、また給与支払元保管の出勤簿等との照合が容易な状態での提出が望ましい。

11-1-1

名称	私立幼稚園振興事業に係る補助金
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	55,093 千円（55,093 千円）
決算	54,610 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立幼稚園等振興事業補助金交付要綱 広島市私立幼稚園等振興事業補助金配分基準 私立学校振興助成法第 10 条

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、特に教職員研修事業に対する補助金においては、その目的（研修等により教職員の資質の向上を図り、もって私立幼稚園等の振興に資する）からも効果測定が不可欠と考える。

しかしながら、事業実施報告書の事業の実施効果として「私立幼稚園等教育の充実、向上に多大な効果が期待できる」とあるように、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-1-2

名称	私立学校振興事業に係る補助金（高等学校分）
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	48,472千円（48,472千円）
決算	48,472千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立学校振興事業補助金交付要綱 私立学校振興助成法第10条

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、特に教職員研修事業に対する補助金においては、その目的（研修等により教職員の資質の向上を図り、以って私立高等学校教育の振興に資する）からも効果測定が不可欠と考える。

しかしながら、事業実施報告書の事業の実施効果として「高等学校教育の内容の充実、向上、発展に大きな効果が得られた」とあるように、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-1-3

名称	私立高等学校部活動パワーアップ事業に係る補助金
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	17,239千円（17,239千円）
決算	17,239千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立高等学校部活動パワーアップ事業補助金交付要綱 私立学校振興助成法第10条

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14項)。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、事業実施報告書の事業の実施効果として「競技力の向上と文化活動の健全な発展に大きな効果があった」とあるように、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-2-1

名称	学区子ども会育成協議会事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	10,368千円（10,368千円）
決算	7,208千円
補助等団体数（実績）件数	104件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市学区子ども会育成協議会事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14項)。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-2-2

名称	広島市区子ども会連合会事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	3,456千円（3,456千円）
決算	2,414千円
補助等団体数（実績）件数	8件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市区子ども会連合会事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-2-3

名称	地区青少年健全育成連絡協議会事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	9,557千円（9,557千円）
決算	6,875千円
補助等団体数（実績）件数	118件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	地区青少年健全育成連絡協議会事業補助金交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。

補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-2-4

名称	広島市文化財団に対する補助金（青少年野外活動センター）
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	77,588千円（77,588千円）
決算	83,169千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点3）～補助金の必要性について

広島市は、文化財団自らが所有する施設を利活用する野外活動等の受入事業やデイキャンプや自然環境での体験プログラムなどの主催事業からの施設利用収入等では賄いきれない野外活動センターの運営費について、補助金を交付している。

しかしながら、本来補助金は実施する事業を対象に交付されるべきものであることから、実施する事業ごとに補助金の必要性を判断すべきである。特に主催事業においては、デイキャンプや自然体験プログラムなどの民間事業者が同様な事業を行っている事業に対しても補助金が交付されており、補助金の必要性・公平性の観点から問題があると認められる。

また、上記補助金の算定方法による補助金額が83,169千円であることを考えると、施設の管理運営や事務の簡素・効率化等徹底した経費の削減や利用促進に努めているとは言えないため、当該補助金の必要性・公正性の観点から問題があると認められる。

これらの問題解決の方法として、受入事業及び主催事業における個別の収支報告書を作成することにより、事業ごとに管理運営コストが把握でき、利用料金の適正化につながり、補助金の必要性・公平性が保たれると考える。

なお、所管課から当該施設の利用料金については、国（旧文部省）からの通知（昭和 48 年 11 月 22 日 文社青第 143 号）において「少年自然の家の利用に対する対価は、原則として徴収しないこと。」とされているため徴していないが、宿泊に伴うシーツのクリーニング代や種々の活動に伴う教材費などの実費相当額は徴しており、監査人のいう「利用料金の適正化」とすることは他の公立の野外活動施設との均衡を保つ上でも困難であるとのことだった。

しかしながら、国から通知のあった 50 年前から教育環境や社会情勢など大きく変化している。そのため、料金体系等を含め運営体制が現在の状況に合致したものであるかを検証する必要がある、少なくともコスト面の検証においては上記の問題解決の方法が有用であると考える。

11-2-5

名称	広島市文化財団に対する補助金（こども村）
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	68,785 千円（68,785 千円）
決算	68,585 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

【監査の意見】（視点 3）～補助金の必要性について

広島市は自らが所有する施設であるこども村を無償貸与し、小学生を対象とする動物とのふれあいや農業体験などの主催事業を無償で提供しているため、こども村の運営費について、補助金を交付している。

しかしながら、本来補助金は実施する事業を対象に交付されるべきものであることから、実施する事業ごとに補助金の必要性を判断すべきである。特に主催事業においては、動物とのふれあいや農業体験などの民間事業者が同様な事業を行っている事業に対しても補助金が交付されており、補助金の必要性・公平性の観点から問題があると認められる。

また、小学生を対象とした事業に対する補助金とはいえ、補助金額が 68,585 千円であることを考えると、施設の管理運営や事務の簡素・効率化等徹底した経費の削減や利用促進に努めているとは言い難く、受益者負担の観点から無料であることについて合理的な理由であるとは言えないため、当該補助金の必要性・公正性の観点から問題があると認められる。

これらの問題解決の方法として、主催事業における個別の収支報告書を作成することにより、事業ごとに管理運営コストが把握でき、利用料金の適正化につながり、補助金の必要性・公平性が保たれると考える。

なお、所管課から当該施設の利用料金については、国（旧文部省）からの通知（昭和 48 年 11 月 22 日 文社青第 143 号）において「少年自然の家の利用に対する対価は、原則として徴収しないこと。」とされているため徴していないが、主催事業における教材費などの実費相当額は徴しており、監査人のいう「利用料金の適正化」とすることは他の公立の野外活動施設との均衡を保つ上でも困難であるとのことだった。

しかしながら、国から通知のあった 50 年前から教育環境や社会情勢など大きく変化している。そのため、料金体系等を含め運営体制が現在の状況に合致したものであるかを検証する必要がある、少なくともコスト面の検証においては上記の問題解決の方法が有用であると考ええる。

11-3-1

名称	地域組織活動事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部放課後対策課
当初予算（内一般財源）	5,519 千円（5,519 千円）
決算	4,154 千円
補助等団体数（実績）件数	58 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	地域組織活動費補助金交付要綱

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金においても定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-3-2

名称	民間放課後児童クラブに対する補助金（運営費等）
所管	教育委員会青少年育成部放課後対策課
当初予算／補正予算（内一般財源）	1,240,994千円／2,310千円（777,748千円）
決算	1,217,718千円
補助等団体数（実績）件数	77件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間放課後児童クラブ補助金交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金においても定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-3-3

名称	民間放課後児童クラブに対する補助金（処遇改善事業）
所管	教育委員会青少年育成部放課後対策課
当初予算（内一般財源）	20,328千円（6,776千円）
決算	13,782千円
補助等団体数（実績）件数	67件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間放課後児童クラブ補助金交付要綱

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14項)。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-4-1

名称	中学校文化活動に係る補助金
所管	教育委員会学校教育部指導第二課
当初予算（内一般財源）	6,417千円（6,417千円）
決算	8,740千円
補助等団体数（実績）件数	17件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	中学校スポーツ大会・文化活動の各種大会派遣事業に対する補助金支出基準

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14項)。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において「大会に参加することにより、個人の技術向上並びに、生徒の健全育成、文化活動の振興に寄与することが大であった」とあり、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-4-2

名称	中学校体育大会に係る補助金
所管	教育委員会学校教育部指導第二課
当初予算（内一般財源）	19,622千円（19,622千円）
決算	18,521千円
補助等団体数（実績）件数	114件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	中学校スポーツ大会・文化活動の各種大会派遣事業に対する補助金支出基準

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において「大会に参加することによって個人の技術の向上のみならず、チームの団結を深め、中学校の体育・スポーツの振興に寄与するところが大きかった」とあり、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。